

# 環境省



表 16 - 4 環境省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 16 - 4 - 規制を対象として事前評価した政策

規制の内容	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加	
規制の目的、内容及び必要性等	(目的) 第一種及び第二種指定化学物質を見直すとともに、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に医療業を追加することにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。 (内容) 今回の物質見直しによって、PRTR制度及びMSDS制度の対象となる第一種指定化学物質の数は354物質から462物質、MSDS制度のみ対象となる第二種指定化学物質は81物質から100物質となる。また、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に医療業が追加される。 (必要性) 化学物質の製造、輸入、使用の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、第一種及び第二種指定化学物質については、定期的に見直しの必要性を検討することが必要であるため。また、医療業については、個々の事業者による第一種指定化学物質の取扱量が増加傾向にあり、第一種指定化学物質を環境中に排出している可能性が高いと考えられることから、第一種指定化学物質等取扱事業者に追加する必要があるため。 法令の名称・関連条項と 令第1条～第4条、第6条、別表第1、別表第2 その内容	
想定される代替案	今次の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。	
規制の費用 ( 遵守費用 ) ( 行政費用 ) ( その他の社会的費用 )	費用の要素 ・ 第一種指定化学物質の取扱量、排出量、移動量の把握に係るコスト ・ PRTRの届出に係るコスト ・ 指定化学物質等を他の事業者へ譲渡等する際に、MSDSを作成し交付するコスト ・ 第一種指定化学物質の届出外排出量の推計に係るコスト ・ PRTR届出件数増加に伴う集計に係るコスト なし。	代替案の場合 - - -
規制の便益	便益の要素 ・ 環境の保全上の支障を未然に防止する。 ・ 第一種及び第二種指定化学物質の自主的な管理の改善のための基礎データが得られる。 ・ 指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況に関して理解を深めることができる。	代替案の場合 -
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	最新の知見に基づき、化管法の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加を実施した場合、事業者による化学物質の自主的な管理の改善がより一層促進され、環境の保全上の支障の未然防止がより適切に進められるとともに、国民や社会の理解も一層深まることが期待できるため、本指定化学物質の見直し及び対象業種の追加を実施することは妥当であるといえる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	平成 20 年政令第 356 号として公布。	

政策の名称	特定家庭用機器再商品化法施行令 対象品目の追加(液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機)	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の家電リサイクル法では、再商品化等を行うことが義務づけられている対象機器として、エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目が指定されている。今般、家電製品を取り巻く環境の変化を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用をより一層推進するため、対象機器として新たに、液晶テレビ・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加する方向にて改正を行う。</p> <p>法令の名称・関連条項と 第1条 その内容</p>	
想定される代替案	追加品目の候補として検討されていた電子レンジ及びマッサージチェアについても、対象品目に追加する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
( 遵守費用 )	<p>製造業者等の負担 これまで、液晶テレビ・プラズマテレビ又は衣類乾燥機を処分する場合には、地方自治体等が、粗大ごみとして埋立てを含めた処理費用を負担していたが、本改正によって、製造業者等が引き取った排出家電の再商品化等を実施することになるため、それに必要な費用を新たに負担することとなる。</p> <p>製造業者が新たに負担する費用の具体的な内容としては、追加機器に係る排出家電の指定引取場所での引取費用、引取場所からリサイクルプラントへの輸送費、液晶テレビ・プラズマテレビの構造・特性に応じて分解・部品選別等を行うための既存機器とは別個の処理ラインの新設などの設備投資や当該ラインに配置する作業員の人件費、システム運営費用、最終的にリサイクルを出来なかった残余物の埋立処分費用が発生する。</p>	<p>製造業者等の負担 既存機器と構造上の類似性がなく既存の処理ラインを利用した処理を想定できないため、改正案に加えてさらに両機器の処理ラインを新設する等の費用が発生する。特にマッサージチェアについては、あまり金属の回収量が見込めないことから、ライン新設等のコスト負担に見合う効率的なりサイクルが困難であり、回収・リサイクル体制構築のコストも割高になると予想される。</p>
( 行政費用 )	<p>機器追加に伴って新たに製造業者等となる場合や設備の新設・指定引取場所の増設等を行う場合の認定(家電リサイクル法第23条、第24条)や追加機器の取扱いの状況についての立入検査等の執行のための費用の増加が考えられるが、これらは現行の業務の一環として十分に対応が可能と考えられる。</p>	改正案で挙げた費用の項目について、改正案で要する費用に加え、さらなる対象機器(電子レンジ及びマッサージチェア)の追加に伴う費用が必要となり、改正案に比べ費用増となる。
( その他の社会的費用 )	特になし	特になし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>社会全体としては、現行よりも効率性を落とすことなく、更に廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用が実現されると考えられる。また製造業者等としては、対象機器の追加に伴い、再商品化等により得られる資源回収量が増加するため、それらの売却益の増加や自社での再利用が可能となる便益が発生する。</p>	<p>改正案と比較して、社会全体としての資源回収量や埋立て・焼却に係る環境面への影響に関する便益は一定大きくなると見込まれる。ただし、電子レンジ及びマッサージチェアについては、家電リサイクル法の仕組みに基づきリサイクルを実施することが適当な機器を指定する要件である経済性や小売業者による回収の円滑性等について現時点で満たしているとは認められないため、対象機器として追加した場合、改正案と比較して便益確保の効率性が劣り、総合的な便益としては改正案よりも劣るものと考えられる。</p>

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)</p>	<p>改正案は、現在対象とされていない家庭用の機器の中から、改めて、家電リサイクル法の仕組みに基づきリサイクルを実施することが適当な機器を指定する上で必要となる経済性や小売業者による回収の円滑性等の要件を満たす機器について追加するものであり、社会全体としては、現行よりも更に資源の有効利用が実現すると考えられる。機器追加にあたっては、製造業者等や小売業者、中古品業者等への影響も予想されるが、現行における回収の実施体制の活用が可能な点等を踏まえれば、得られる便益との関係ではその影響は限定的である。</p> <p>一方、代替案においては、改正案よりも、対象機器が多く、より高い水準での再商品化を求めることとなることから、廃棄物の減量や資源の再利用の点からは改正案より優れるといえるが、追加される電子レンジ及びマッサージチェアに関しては、消費者からの回収が困難、あまり金属の回収が見込めない等の点から、再商品化等の実施に当たって非効率な面があることから、総合的にみれば、不経済になるおそれがある。</p> <p>以上のことから、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。</p>
<p>政策評価の結果の政策 への反映状況</p>	<p>平成 20 年政令第 367 号として施行。</p>

政策の名称	特定家庭用機器再商品化法施行令 乾燥機能を有する電気洗濯機からのフロン類の回収・破壊	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>家電リサイクル法は、生活環境の保全に資する事項であって、再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切なものの実施を製造業者等に義務付けている(第18条)。当該事項については、対象機器の特性・性状に応じて定められるものであり、現行では、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫からのフロン類の回収・破壊が定められている。</p> <p>近年、電気洗濯機の中で、乾燥機能を付加した種類の製品のうち代替フロンであるHFC(ハイドロフルオロカーボン)を冷媒として使用するヒートポンプを内蔵し乾燥機能を付加した種類の製品の製造・販売台数が増加していることから、その再商品化等の実施と一体的にフロン類の回収・破壊を行うことを義務付ける。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	第2条
想定される代替案	従来から対象機器となっていた電気洗濯機について、再商品化時に併せてフロン類を回収し破壊することを義務づける規制については、HFCの排出削減が国際的な協約である京都議定書でも謳われ、国内のフロン回収破壊法や使用済自動車の再資源化等に関する法律でも回収・破壊が義務付けられているなど強い社会要請があり、将来の社会環境の保全に寄与する内容であることから妥当な内容であるとして、今回、代替案は設定せず、比較の対象としない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>製造業者等の負担</p> <p>電気洗濯機に使われているフロン類の適正な回収・破壊の義務付けに伴い、新たに電気洗濯機の処理ラインにフロン類の回収設備を導入する費用や、破壊処理を行う費用が発生する。ただし、対象となる製品は平成19年度の出荷台数ベースで約30万台であり、追加的に必要となる回収設備はその対応に必要な範囲で導入することとなることから、エアコンや冷蔵庫・冷凍庫からの回収に要する負担と比較して限定的であると想定される。</p>	
(行政費用)	特になし	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	温室効果ガスの大気中への排出量が抑制され、社会全体として、生活環境の保全に寄与する。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	現行の家電リサイクル法では既に、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫において同内容が義務づけられていること、また、HFCの排出抑制については国際的な協約である京都議定書で謳われ、国内のフロン回収破壊法や自動車リサイクル法などでも回収・破壊が義務付けられるなど強い社会要請が認められること等から、妥当である。	
政策評価の結果の政策への反映状況	平成20年政令第367号として施行。	

政策の名称	特定家庭用機器再商品化法施行令 再商品化等基準の引上げ・新設	
規制の目的、内容及び 必要性等	<p>現行の家電リサイクル法の対象機器について製造業者等に課せられている再商品化等基準は、法施行前の生活環境審議会において、実現可能で妥当な水準をもって設定することが適当とされたことを踏まえ、各機器の平均的な組成等に基づく計算方式により、それぞれ、エアコン 60%、ブラウン管テレビ 55%、冷蔵庫・冷凍庫 50%、洗濯機 50%と設定されている。今般、これらの既存機器に係る再商品化等基準の引上げと、追加される機器に係る再商品化等基準の新設を次のとおり実施する方向にて改正を行う。</p> <p>エアコン : 60% 70%  冷蔵庫・冷凍庫 : 50% 60%  洗濯機・衣類乾燥機 : 50% 65% (衣類乾燥機は新設)  液晶テレビ・プラズマテレビ : 50% (新設)</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	第3条
想定される代替案	それぞれの品目における分離・リサイクルが容易なプラスチックの回収効率について、改正案より高い再商品化等基準(5～25%上乘せ)を設定する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<b>製造業者等の負担</b> 改正案では、最低限達成すべき水準としての再商品化等基準を引上げているが、その引上げの程度は、例えば新たに算出根拠に追加するプラスチックについて、資源価格の変化があっても当面安定的に再商品化等が可能と想定される中、高品質のプラスチックを対象とするなど、現状の水準を踏まえて設定しており、実績としては既に基準を満たしていることから、改正案の基準引上げにより直ちに大きな負担が生じるものではないと考えられる。	<b>製造業者等の負担</b> 家電リサイクル法の施行以降、技術面からもプラスチックのリサイクルは進展しているものの、再商品化等が資源相場の変動という製造業者等の関与しがたい外部要因によって達成率が大きく左右される性格であるにもかかわらずこのように高い水準の達成が求められるとなると、製造業者等において、外部要因の変化によらず基準を達成するための手解体工程の徹底的な増加による人件費の負担や相当に高性能な設備の導入が不可欠であるといえ、追加的な負担は極めて重いと想定される。
(行政費用)		
(その他の社会的費用)		
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	社会全体として、現行よりも効率性を落とすことなく、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の一層の推進を実現できると考えられる。	改正案よりも高い水準の達成を求めていることとしているため、現状の再商品化の実績を上回ることができた部分については、プラスチックの資源回収量としては増加し、それに伴って売却益や自社への活用などの便益の増加が見込まれる一方、再商品化等の達成率が資源相場の変動という製造業者等の関与しがたい外部要因によって大きく左右されることを踏まえれば、製造業者等において、外部要因の変化によらず基準を達成するための手解体工程の徹底的な増加による人件費の負担や相当に高性能な設備の導入が不可欠となって、得られる便益を減じるおそれがある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	改正案における再商品化等基準の引上げの程度は現行の技術水準等を踏まえた妥当な範囲での設定となっており、製造業者等が既に基準を満たしていることも踏まえると、改正案による影響は限定的である。 一方、代替案においては、再商品化等の達成率が資源相場の変動という製造業者	

	<p>等の関与しがたい外部要因によって大きく左右されることを踏まえれば、製造業者等において、外部要因の変化によらず基準を達成するための手解体工程の徹底的な増加による人件費の負担や相当に高性能な設備の導入が必須になるなど追加的な費用負担の発生が想定され、得られる便益以上に費用等の増加が見込まれることから、総合的にみれば、不経済になるおそれがある。</p> <p>以上のことから、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>平成 20 年政令第 367 号として施行。</p>

政策の名称	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 京都議定書の6%削減約束の確実な達成を担保するため、業務部門を中心に国内における排出削減対策の追加措置等を講じることを目的として、平成20年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正され、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度においては、報告義務の対象を事業者単位・フランチャイズチェーン単位へと拡大するとともに、一定規模以上の事業所については事業所ごとの報告も行うこととされた。これを受け、政令委任事項となっている報告義務の対象者(特定排出者)及び報告が必要な事業所(特定事業所)の範囲を定めるもの。</p> <p>【内容】 特定排出者の範囲 ・ エネルギー起源CO<sub>2</sub>については、改正後の省エネ法に規定する特定事業者及び特定連鎖化事業者とする。 ・ その他のガスについては、事業者全体の排出量が温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO<sub>2</sub>以上である事業者(従業員が21人以上のものに限る。)とする。 特定事業所の範囲 ・ エネルギー起源CO<sub>2</sub>については、改正後の省エネ法に規定する第一種エネルギー管理指定工場及び第二種エネルギー管理指定工場とする。 ・ それ以外の温室効果ガスについては、事業所の排出量が温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO<sub>2</sub>以上である事業所とする。</p> <p>【必要性】 事業者一体となった排出量削減取組を加速化させる必要があるため。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	第5条～第5条の2
想定される代替案	特定排出者及び特定事業者について、改正案よりも低い裾切り排出量を設定し、より対象範囲が広がるようにする代替案が考えられる。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	新たに報告対象となる事業者については温室効果ガス排出量を算定・報告するために必要な事務処理経費等が発生するが、エネルギー起源CO <sub>2</sub> については改正省エネ法による報告を活用することとしており、また、特定事業所については現行制度と同様の範囲となるため、事業者の負担は小さいと考えられる。それ以外の報告事項についても、算定・報告方法を明らかにし、周知を行うことにより、最小限の費用で報告することができると考えられる。	エネルギー起源CO <sub>2</sub> については改正省エネ法の対象者よりも広い範囲が対象となり、温対法のみへの対応のために追加の事務処理経費が発生する。また、特定事業所の範囲が現行制度よりも広くなり、これまで事業所単位での温室効果ガス排出量算定・報告を行っていなかった小規模な事業所についても算定・報告のための新たな事務処理経費が発生する。
(行政費用)	報告件数の増加が想定されることから、追加的な事務処理経費が発生するが、報告の単位が事業所単位から事業者単位となることで、報告の集計・公表に係る行政費用はある程度抑えられると考えられる。	改正案と比較し、相当程度多くの事業者が対象となると考えられ、行政費用が大幅に増加すると想定される。
(その他の社会的費用)		
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	改正により、事業者単位の取組結果が明らかとなる。また、業務部門を中心に、これまで対象でなかった事業者が新たに対象となることで、業務部門の排出量カバー率が現行の13%程度から50%程度へと向上し、事業者の自主的な排出抑制の取組が促進され、京都議定書の目標達成に寄与する。	改正案と比べて対象事業者数は大きく増加することとなるが、代替案により対象となる事業者の排出量は小規模であり、事業者の負担、報告件数、行政費用の増加の程度と比して排出量カバー率の向上の程度は小さいことから、改正案との便益の差は小さいと想定される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係)	本改正案により、新たに対象となる事業者には最低限の事務処理作業が発生するが、業務部門を中心としたカバー率の向上により、制度の目的である国民の排出抑制のための気運の醸成、事業者の自主的な排出抑制の取組が促進され、京都議定書の	

分析等)	<p>目標達成に寄与すると考えられる。</p> <p>改正案と代替案については、代替案の方がより対象事業者数の増加は大きいものの排出量カバー率の向上は小さく、一方、代替案は事業者及び行政にとってより多くのコストを必要とするものであり、費用対効果の面から改正案が有効であると考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	平成 21 年 3 月 31 日に政令第 86 号として公布。

政策の名称	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制の目的  「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」における2020年目標(「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成する」)を達成し、化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するために、化学物質のリスク評価( )を一層加速するとともに、現行の化学物質に係る規制(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化学物質審査規制法」という。))をより高度化する。  (「リスク評価」とは、化学物質が、その製造・使用の過程において環境に排出された後に、人の健康や動植物に悪影響をおよぼす可能性を評価すること、を指す。リスク評価は、化学物質に固有の有害性の評価とばく露(環境への排出量)の評価、の双方を勘案して行われる。)</p> <p>(2) 規制の内容  今般の制度改正は、2つの柱からなり、WSSDで合意された2020年目標の達成に向けて、環境汚染防止のための化学物質管理政策を総合的に見直すことにより、すべての既存化学物質を化学物質審査規制法に基づくリスク評価の対象とし、その結果必要な場合にはリスクが高い化学物質又は当該物質が使用された製品について、リスクに応じた規制措置の対象とするとともに、規制の設置ではないが、化学物質管理の国際的動向を踏まえて審査・規制体系の合理化のための措置を講じる。</p> <p>(3) 規制の必要性  現行法においては、既存化学物質については、国が性状(分解性、蓄積性、人毒性などの化学物質の性質)をすべて収集するには至っておらず、約2万あるとされる既存化学物質のうち、これまでに分解性・蓄積性等の有害性情報の収集(安全性点検)が国によりなされた実績(平成19年度まで)は約1,600物質程度となっている。したがって、現在のように国が自ら安全性点検を行う制度では、予算や人的制約の観点で2020年までに点検を終了させることは現実的に不可能であると言わざるを得ない。  また、一定の性状が明らかになることで現行法に規定する監視化学物質に指定されない限りは、国が製造・輸入数量等を正確に把握できる制度も存在しない。そのため、リスク評価がなされていない化学物質による人又は動植物への悪影響を防止するため、性状が明らかでない物質についても、製造・輸入数量等の情報を収集できる制度を整備する必要がある。  さらに、WSSDの2020年目標達成に向けてリスク評価の内容を精緻化するとともに、評価の結果、人又は動植物に対する悪影響が懸念される物質については、当該物質及び当該物質が使用された製品について適切なリスク管理措置を講じることができるよう、必要な対応が求められる。  他方、ストックホルム条約規制対象物質の追加によって、日常生活に必要不可欠な物質の供給が我が国においてのみ制限されることがないよう、本年春の同条約締約国会合にあわせて、条約上例外的に認められている用途に関する制度を整備する必要性も出てきたところ。</p>	
想定される代替案	法令の名称・関連条項と その内容	法第2条、第8条～第10条、第12条、第16条、第25条、 第28条～第29条、第36条～第37条
規制の費用	費用の要素 (1) 化学産業側への費用 事業者への欧州の新化学品規制"REACH"への対応に関するヒアリングを実施し	代替案の場合 (1) 化学産業側への費用 左記と同様に、リスク評価にあたって対象物質あたりの試験・申請等に要する費

	<p>た際の情報を参考に、リスク評価にあたって対象物質当たりの試験・申請等に要する費用(有害性調査指示に基づく長期毒性試験の実施等は除く)を概ね 500 万円程度と仮定し、それを産業全体での対応必要物質数(リスク懸念があるとして絞り込まれた約 1,000 程度)に乗じて計算することで費用を算出した結果、総額約 40 億円。</p> <p>現在価値換算した後の数字(社会的割引率として、我が国の政策評価で使われる一般的な割引率4%を設定)。</p> <p>(2) ユーザー産業(自動車・電気電子等)側への費用</p> <p>段階的なリスク評価の過程で、国は、ユーザー産業に対して用途情報の提出を求めたり、製造輸入者に対して有害性情報の提出を求めたりすることができることとなっており、これにより得られた情報をもとに、国が代替案(「網羅型」と同程度のリスク評価を行うことが可能であるため、ユーザー産業において固有の試験費用等は基本的に生じない。</p>	<p>用を概ね 500 万円程度と仮定し、それを産業全体での対応必要物質数(すべての化学物質約 5,000 程度)に乗じて計算することで費用を算出した結果、総額約 200 億円。</p> <p>現在価値換算した後の数字(社会的割引率として、我が国の政策評価で使われる一般的な割引率4%を設定)。</p> <p>(2) ユーザー産業(自動車・電気電子等)側への費用</p> <p>リスク評価にあたって対象物質当たりの申請・試験等の費用が必要(上記化学物質と同様に1物質当たり 500 万円前後)となり、それに物質数(既存の調査文献を基に 3,800 程度と想定。ただし、そのうち半数程度は川上産業からの情報伝達により追加的費用の発現はないと見込んでいる)に乗じて計算することでコストを算出した。その結果、総額約 80 億円の追加的費用が発生。</p>
(行政費用)	<p>登録される既存化学物質の対象が増加することから、それらに係るリスク評価等の業務に係る負担は現行体制よりも増大すると想定される。しかしながら、事業者から届出が行われるすべての化学物質の製造・輸入数量等の情報を基に簡易なリスク評価を行い、その結果を踏まえて、詳細なリスク評価を行うべき物質(リスクの懸念がある約 1,000 物質)をあらかじめ、行政が絞り込むことが可能となる。</p>	<p>登録される既存化学物質の対象が増加することから、それらに係るリスク評価等の業務に係る負担は現行体制よりも増大すると想定される。事業者がそれぞれの関わる物流経路ごとに各物質のリスク評価を行うが、そのリスク評価結果について、対象を絞り込むことなくすべて(すべての化学物質約 5,000 物質)についてレビュー・再現試験やそれに基づく詳細なリスク評価・規制対象物質の決定等を行政が行う必要性がある</p>
(その他の社会的費用)	特に発生しない。	特に発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1) 人健康及び動植物への影響</p> <p>本改正案と代替案の双方とも、2020 年時点におけるWSSD目標の達成という結果が期待できる中で、リスクの懸念がある物質が判明した場合に対する迅速性を重視した代替案と、リスクの懸念がある物質を抽出することに対する迅速性を重視した本改正案とでは、アプローチに違いがあるものの、最終的に規制対象物質となるリスクが高い物質を捕捉するという機能の観点では大きな差違は認められない。</p> <p>(2) 国民(消費者)の信頼感及び安心感</p> <p>代替案については、一定数量以上のすべての化学物質についての有害性情報等が集まることとなり、情報量の観点からの国民の安心感がより高いと考えられるが、リスクの懸念がある物質を抽出することに対する迅速性については劣ることとなる。一方で、本改正案については、より迅速にリスクの懸念がある物質を抽出することが可能となるものの、情報量の観点からは劣ることとなる。このようにアプローチは異なるものの、代替案も本改正案も、最終的には規制対象物質が特定され、それらについては同様のリスク管理措置が講じられるため、国民の信頼・安心の醸成という観点からすれば、追加的な便益に大きな差違を認められない。</p> <p>(3) 技術革新・競争力への影響</p> <p>代替案では、事業者による有害性情報等の獲得のための負担が増大する結果、コスト面での影響から、最終的に研究開発やマネジメント等の便益面での負の効果も存在し得ると考えられる一方、本改正案については、そのような負担が代替案に比べて低減され、便益面での正の効果もあり得ると考えられる。なお、両案ともに、企業がいち早く市場に安全性が明らかな物質を販売することが可能になるメリットもあるとの指摘もあ</p>	

	<p>り得る。</p> <p>しかしながら、これらについては、制度変更に係る間接的な要因であり、本改正案・代替案のどちらを導入した場合においても、両案が 2020 年時点におけるWSSD目標を達成する効果が期待できるため、2020 年時においての本件にかかる追加的な便益についても、大きな差異は認められない。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)</p>	<p>【費用面】 両案の費用を評価したところ、追加的な費用は本改正案の方が代替案よりも少なく、優れている結果となった。</p> <p>【便益面】 両案の便益を評価したところ、追加的な便益に大きな差は認められないと判断される。</p> <p>【結論】 改正案を選択することが妥当と評価される。</p>
<p>政策評価の結果の政策 への反映状況</p>	<p>第 171 回国会へ当該法律案を提出。</p>

政策の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 公園事業の執行に関する規定の整備	
規制の目的、内容及び 必要性等	公園事業者の事業放棄等により施設が廃屋化すること等を防止し、公園事業の適正な執行を担保するため、公園事業の執行に係る監督規定について、自然公園法に規定するとともに、必要な罰則を設ける。	
	法令の名称・関連条項と その内容	自然公園法第9条～第18条
想定される代替案	行政指導及び普及啓発等により、公園事業者により事業の適正な執行を促し、施設の廃屋化等を防止する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	現行の自然公園法施行令の規定を自然公園法に規定し、必要な罰則を設けるものであり、新たな遵守費用は生じない。	なし
(行政費用)	現行の自然公園法施行令の規定を自然公園法に規定し、必要な罰則を設けるものであり、新たな行政費用は生じない。	なし
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	公園事業の適正な執行を担保し、施設の廃屋化等を防止することができる。	事業の適正な執行を担保できず、効果は限定的。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、公園事業者により事業の適正な執行を促し、施設の廃屋化等を生じないようにすることが考えられるが、この場合、事業者による事業の適正な執行を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴う新たな遵守費用等は生じないことから、本措置が過度な負担であるとは言えない。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第171回国会へ当該法律案を提出。	

政策の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 特別保護地区及び特別地域内の行為規制の項目の拡充	
規制の目的、内容及び必要性等	特別保護地区及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた景観及び風致の維持を図るため、あらかじめ環境大臣等の許可を受けなければ、これらの行為をしてはならないこととする。	
	法令の名称・関連条項と その内容	自然公園法第 20 条第 3 項及び第 21 条第 3 項
想定される代替案	行政指導及び普及啓発等により、特別保護地区及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促す。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
( 遵守費用 )	新たな要許可行為の許可申請に係る費用。(特別保護地区においては、すでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。)	なし
( 行政費用 )	新たな要許可行為の許可事務に係る費用。(特別保護地区においては、すでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。)	なし
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	特別保護地区及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた景観及び風致の維持を図ることができる。	要許可行為の制限を担保できず、効果は限定的。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、特別保護地区に係るものは既に施行令で規制されており、新たな負担が生じるものではなく、また特別地域に係る費用についても少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。	
政策評価の結果の政策への反映状況	第 171 回国会へ当該法律案を提出。	

政策の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 海中公園地区の海域公園地区への変更及び海域公園地域内の行為規制の項目の充実	
規制の目的、内容及び必要性等	海中の景観を維持するための海中公園地区を、岩礁等を含む海域の景観を維持するための海域公園地区に改めるとともに、海域公園地区内の環境大臣が指定する区域及び期間内での動力船の使用を防止し、優れた海域の景観を保護する。	
	法令の名称・関連条項と その内容	自然公園法第 22 条第 1 項及び第 3 項
想定される代替案	行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中公園地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促す。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	新たな要許可行為の許可申請に係る費用。	なし
(行政費用)	新たな要許可行為の許可事務に係る費用が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。	なし
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	海中の景観に加え、岩礁等を含む海域の景観を維持し、適切に保護と利用を図っていくことができる。また、海域公園地区内における動力船の使用を防止し、優れた海域の景観を保護することができる。	要許可行為の制限を担保できず、効果は限定的。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中公園地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第 171 回国会へ当該法律案を提出。	

政策の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 海域における利用調整地区制度の創設	
規制の目的、内容及び 必要性等	海域公園地区の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、公園利用の立入人数等を調整できる利用調整地区を、海域公園地区内においても指定できることとする。	
	法令の名称・関連条項と その内容	自然公園法第 23 条
想定される代替案	行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促す。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
( 遵守費用 )	利用調整地区に立ち入る場合の認定申請に係る費用。	なし
( 行政費用 )	利用調整地区に立ち入る場合の認定事務に係る費用が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。	なし
( その他の社会的費用 )	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	海域公園地区内の利用調整地区について、風致又は景観の維持とその適正な利用を図ることができる。	立入制限を担保できず、効果は限定的。
政策評価の結果 ( 費用と便益の関係の 分析等 )	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促すことが考えられるが、この場合、利用調整地区への立入制限を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い認定申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第 171 回国会へ当該法律案を提出。	

政策の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 生態系維持回復事業の創設	
規制の目的、内容及び 必要性等	国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を適正かつ効果的に実施するため、環境大臣等による確認又は認可を受けて、国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を実施することができることとし、当該事業に係る行為については、自然公園法上の許可等を要しないこととする。	
	法令の名称・関連条項と その内容	自然公園法第 38 条～第 42 条
想定される代替案	環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
( 遵守費用 )	生態系維持回復事業を行う場合の確認 又は認定の申請に係る費用。	なし
( 行政費用 )	認定事務の増加が見込まれるが、現行 の体制で処理することとしており、職員 の増員等は想定していない。	なし
(その他の社会的 費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	環境大臣等の確認又は認定を受けること により、個別の行為ごとに環境大臣等の 許可を受けることなく、生態系維持回復事 業を適正かつ効果的に実施することがで きる。	環境大臣等の確認又は認可が不要と なる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	代替案として、環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとすることが考えられるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第 171 回国会へ当該法律案を提出。	

政策の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の特別地域内の行為規制の項目の拡充		
規制の目的、内容及び必要性等	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の特別地区内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた自然環境の保全を図るため、あらかじめ環境大臣の許可を受けなければ、これらの行為をしてはならないこととする。		
	法令の名称・関連条項と その内容	自然環境保全法第 17 条第 1 項及び第 25 条第 4 項	
想定される代替案	行政指導及び普及啓発等により、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の特別地区内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促す。		
規制の費用	費用の要素		
	代替案の場合		
	(遵守費用)	新たな要許可行為の許可申請に係る費用。(原生自然環境保全地域においては、すでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。)	なし
	(行政費用)	新たな要許可行為の許可事務に係る費用。(原生自然環境保全地域においては、すでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。)	なし
(その他の社会的費用)	なし	なし	
規制の便益	便益の要素		
	代替案の場合		
	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の特別地区内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた自然環境の保全を図ることができる。	要許可行為の制限を担保できず、効果は限定的。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、原生自然環境保全地域内及び自然環境保全地域の特別地区内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、原生自然環境保全地域に係るものは既に施行令で規制されており、新たな負担が生じるものではなく、また自然環境保全地域の特別地区に係る費用についても少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。		
政策評価の結果の政策への反映状況	第 171 回国会へ当該法律案を提出。		

政策の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 海中特別地区の海域特別地区への変更及び海域特別地区内の行為規制の項目の拡充	
規制の目的、内容及び必要性等	海中の優れた自然環境を保全するための海中特別地区を、海中の自然環境だけではなく、海域全体の自然環境の保全を目的とする海域特別地区に改めるとともに、海域特別地区内の環境大臣が指定する区域及び期間内での動力船の使用を防止し、優れた海域の自然環境を保全する。	
	法令の名称・関連条項と その内容	自然環境保全法第 22 条第1項並びに第 27 条第1項及び第3項
想定される代替案	行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中特別地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促す。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	新たな要許可行為の許可申請に係る費用。	なし
(行政費用)	新たな要許可行為の許可事務に係る費用が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。	なし
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	海中の動植物に加え、海上に生息する海鳥、海獣等の多様な動植物を含めた海域の自然環境の保全を図っていくことができる。また、海域特別地区内における動力船の使用を防止し、優れた海域の自然環境を保全することができる。	要許可行為の制限を担保できず、効果は限定的。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中特別地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第 171 回国会へ当該法律案を提出。	

政策の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 生態系維持回復事業の創設(自然環境保全法)	
規制の目的、内容及び 必要性等	自然環境保全地域の生態系の維持又は回復を図るための事業を適正かつ効果的に実施するため、環境大臣による確認又は認定を受けて、自然環境保全地域の生態系の維持又は回復を図るための事業を実施することができることとし、当該事業に係る行為については、自然環境保全法上の許可等を要しないこととする。	
	法令の名称・関連条項と その内容	自然環境保全法第30条の2～第30条の5
想定される代替案	環境大臣の確認又は認定を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	生態系維持回復事業を行う場合の確認 又は認定の申請に係る費用。	なし
(行政費用)	認定事務の増加が見込まれるが、現行 の体制で処理することとしており、職員 の増員等は想定していない。	なし
(その他の社会的 費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	環境大臣の確認又は認定を受けること により、個別の行為ごとに環境大臣の許可 を受けることなく、生態系維持回復事業を 適正かつ効果的に実施することができる。	環境大臣の確認又は認定が不要とな る。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	代替案として、環境大臣の確認又は認定を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとすることが考えられるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第171回国会へ当該法律案を提出。	

政策の名称	土壌汚染対策法の一部を改正する法律 土地の形質の変更に関する届出制の新設	
規制の目的、内容及び必要性等	【目的】 土地の形質の変更に伴う、汚染土壌拡散を防止する。 【内容】 一定規模以上の土地の形質変更時に都道府県知事への届出を義務付け、当該届出を受けた土地について土壌汚染のおそれがある場合には、都道府県知事が土壌汚染の調査を命じる。 【必要性】 汚染土壌がある土地の形質が変更される場合、土壌の特定有害物質の地下水への浸透、汚染土壌の搬出による汚染の拡散のおそれがあることから、土地の形質の変更時に土壌汚染の調査を行うこととする。 法令の名称・関連条項と 第4条第1項、2項 その内容	
想定される代替案	土地の形質変更を行う者に対する行政指導により、一定規模以上の土地の形質変更時においては、土地の形質変更を行う者が土壌汚染のおそれの有無を確認し、おそれがある場合には、土壌汚染状況調査を実施するよう促す。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要事項を記載し、これに形質変更の場所を示した図面(地図の写し)を添付する程度の軽微な負担が発生する。	行政指導に基づき、土地の形質変更を行う者が、土壌汚染のおそれの有無を自ら確認しなければならないことになるため、上記よりも多くの負担が発生する。
(行政費用)	上記届出書を受領した都道府県知事は、当該土地が環境省令に定める土地(土壌汚染のおそれのある土地)に該当するか否かを確認する程度の軽微な事務的負担が発生する。	都道府県知事が、土地の形質変更者に対し、個別に指導を行わなければならない、また一定規模以上の土地の形質変更の契機を把握する必要があるため、上記よりも多くの行政負担が発生する。
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	建物が建ってから土壌汚染が判明した場合には、その調査及び対策について、建物を解体するなど不要な経費が必要となることを防止できる。	行政指導では、一定規模以上の土地の形質変更の契機を確実に把握することができず、確実に土壌汚染状況調査の実施を担保することができない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	近年、マンションや宅地の敷地内で土壌汚染が発見され、その調査及び対策のため、建物を撤去せざる得なくなるといった事案が発生しているが、本制度を新設することにより、建物を建てる前の土地の形質変更(基礎工事)段階で土壌汚染の有無を確認できることとなり、当該調査及び対策に係る費用が削減可能となる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	第171回国会へ当該法律案を提出。	

政策の名称	土壌汚染対策法の一部を改正する法律 規制対象区域の汚染土壌の搬出に関する届出制の新設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 措置実施区域又は形質変更届出区域(以下「規制区域」という。)内の土地の土壌を搬出する行為について、規制を新設し、汚染土壌の適正な処理を図る。</p> <p>【内容】 規制区域内の土地の土壌を搬出する場合には、事前に都道府県知事に届け出なければならないこととし、その処理が許可業者でない場合又は運搬方法が環境省令で定める方法でない場合には、その方法の変更を命令することができることとする。 また、搬出する場合には、その運搬及び処理を行う者に対して管理票の交付、保管、送付の義務を課す。</p> <p>【必要性】 規制区域から搬出された汚染土壌が不法投棄等されることによる汚染の拡散を防止する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	第 16 条～第 21 条
想定される代替案	規制区域から搬出された汚染土壌が不法投棄等されることを防止するため、行政指導により、汚染土壌の適正な処理を実施するよう促す。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
( 遵守費用 )	環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要事項を記載し、これに運搬又は処理の委託を行った契約書等既存の資料の写しを添付する程度の負担が発生する。ただし、現行法においても、法第9条第1項本文の環境省令で定める事項として、汚染土壌の搬出先等を届け出ることとしているため、実質的な負担は、それほど変わらないものとする。また、管理票についても、現行法における環境省告示の規定により、搬出する汚染土壌の処分に係る確認を行っているため、実質的な負担は、それほど変わらない。	行政指導により、運搬基準の遵守や管理票の運用を行うことになるため、上記と同程度の負担が発生することになる。
( 行政費用 )	上記届出書を受領した都道府県知事は、当該汚染土壌の運搬及び処理の方法が適切なものかを確認する負担が発生するが、現行法においても、上記のとおり、現行も法第9条において同様の義務を行っており、その事務的負担は、それほど変わらない。	対象者に対し、個別に指導を行わなければならないため、上記よりも多くの行政負担が発生する。
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	汚染土壌が不適正な方法により運搬又は処理された場合には、当該汚染土壌の除去の他、投棄等された場所の浄化処理の費用も要することとなることから、事前の届出及び管理票による管理を行うことにより、こうした汚染土壌の除去や浄化処理に要する費用の発生を未然に防止することが可能となる。	行政指導に従わない場合は、汚染土壌の適正な処理を実施させることが困難であり、汚染土壌による汚染の拡散を防止するための措置の実施を担保することができない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	近年、残土処分場や埋立地において土壌汚染が発見され、その原因者の特定と土壌汚染の状況調査及び撤去のため相当の費用が必要となっている。本制度を新設することにより、こうした汚染土壌の不適正な処理を防止することが可能となる。また、管理票の導入により、原因者の特定も容易となる。管理票及び搬出の届出に必要な事務は、簡易なものであり、汚染土壌の不適正な処理が行われてしまった場合に必要となる処理費用に比べ、遙かに少ない費用で対処できるものである。	
政策評価の結果の政策への反映状況	第 171 回国会へ当該法律案を提出。	

政策の名称	土壌汚染対策法の一部を改正する法律 汚染土壌処理業に関する許可制の新設	
規制の目的、内容及び必要性等	【目的】 汚染土壌の処理に関して一定の能力を有する者のみが汚染土壌の処理業を行えることとし、汚染土壌の適正な処理を図る。 【内容】 一定の汚染土壌の処理の能力を有する者が施設を設置して、汚染土壌の処理の業務を行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要なこととする。 【必要性】 汚染土壌の不適正な処理を行う者を排除し、汚染土壌の適正な処理を図る必要がある。	
	法令の名称・関連条項と その内容	第 22 条～第 28 条
想定される代替案	汚染土壌を処理する施設を設置しようとする場合には、都道府県知事に届出を行うこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
( 遵守費用 )	環境省令で定める届出書 ( A 4 版 1 枚程度 ) に必要事項を記載し、これに処理施設の構造に関する書類等既存の資料の写しを添付する程度の負担が発生する。ただし、現行法においても、環境省告示において、汚染土壌処理施設を設置する場合は、必要な書類を提出し都道府県知事の認定を受けることとしているため、実質的な事務的負担は、それほど変わらないものとする。	届出制とした場合でも、上記の許可制とした場合と同程度の申請内容を確認する必要があるため、同程度の事務的負担が発生する。
( 行政費用 )	上記申請書を受領した都道府県知事は、当該汚染土壌処理を行う者が法第 22 条第 3 項の許可基準に適合しているかを確認し、適合している場合には、許可を行うこととなるが、上記同様、現行法と同程度の事務的負担となる。(都道府県知事は、条例により手数料を徴収することも可能)	届出制とした場合、届出内容を確認するために人件費が必要となるが、届出制となることで、手続きに関する手数料を徴収することができなく、結果的に上記と比較しより多くの行政負担が発生する。
( その他の社会的費用 )	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	汚染土壌が不適正な方法により処理された場合には、当該汚染土壌の除去の他、投棄等された場所の浄化処理の費用も要することとなることから、許可業者による汚染土壌の適正な処理を行うことにより、こうした汚染土壌の除去や浄化処理に要する費用の発生を防止することが可能となる。	許可制とした場合、事前措置として不適格な事業者を排除することができるが、届出制とした場合は、事後の対応となり排除ができないため、汚染土壌の不適正な処理を未然に防止することができず、結果的に汚染が拡散してしまうおそれがある。
政策評価の結果 ( 費用と便益の関係の分析等 )	近年、残土処分場や埋立地において土壌汚染が発見され、その原因者の特定と土壌汚染の状況調査及び撤去のため相当の費用が必要となっている。本制度を新設することにより、無許可業者による不適正な処理及び不法投棄行為を防止することが可能となる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	第 171 回国会へ当該法律案を提出。	

政策の名称	土壌汚染対策法の一部を改正する法律 指定調査機関の指定に関する更新制等の新設	
規制の目的、内容及び必要性等	【目的】 土壌汚染状況調査を行う指定調査機関の技術的能力の確保を図る。 【内容】 指定調査機関について、5年ごとに指定の更新を受ける義務、技術管理者の設置義務、記録の作成及び保管義務を新設する。 【必要性】 指定調査機関の土壌汚染状況調査に必要な技術力の確保を図り、適正な土壌汚染状況調査の実施を図る必要がある。	
	法令の名称・関連条項と その内容	第32条～第34条、第38条
想定される代替案	行政指導により、指定調査機関の土壌汚染状況調査に必要な技術力の確保を図る。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	指定の更新については、環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要な事項を記載し、これに既存の書類の写しを添付する程度の負担が発生する(現在約1,600機関が指定)。記録の保管については、通常、企業として行っている業務日誌、契約書の保管程度であり、特段の費用は生じない。また、技術管理者についても、指定調査機関に所属している技術者自身になることも可能であり、通常の調査機関であれば、特段の費用は生じない。	行政指導により、記録の保管や技術管理者の設置を行うことになるため、上記と同程度の負担が発生することになる。
(行政費用)	申請書を受領した環境省は、指定の基準に適合しているか等を確認し、適合している場合には、指定の更新を行うこととなり、この手続きに伴う事務的負担が発生する。(手数料を徴収することも可能)	指導が必要な指定調査機関を探し、その技術力を審査・確認し、必要な指導を行わなければならないことから、上記よりも多くの行政負担が発生する。
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	指定調査機関による調査の制度を一定に保つことが可能となり、不適切な調査が行われた場合の再調査に必要な費用を削減できる。また、立入調査の際にも適切な土壌汚染状況調査が実施されているかを容易に確認することが可能となり、行政の費用を軽減できることとなる。	行政指導では、これに従わない場合の担保措置がなく、指定調査機関の技術力を確保をすることができない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	近年、指定調査機関に対する技術能力不足を指摘する声があることから、この制度を新設することにより、指定調査機関の技術的能力の確保を図ることができることとなる。指定調査機関の技術能力が欠如していた場合、同機関に調査を依頼する土地の所有者等が被害を被ることから、指定調査機関の技術力を一定以上に保つ必要がある。	
政策評価の結果の政策への反映状況	第171回国会へ当該法律案を提出。	

表 16 - 4 - 規制を対象として平成 19 年度に事前評価した政策

政策の名称	温泉法の一部を改正する法律案 温泉の採取への許可制の導入
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	対策費用は生じるが、温泉の採取に伴う災害を防止することは、採取を行う者の当然の義務であり、安全対策を義務づける必要がある。 対策の義務付けに当たっては、可燃性天然ガスが発生していない場所には安全対策を不要とすること、危険が比較的小さい屋外の設備に対しては数十万円程度しか要しない簡易な対策のみを義務づけること、等により、費用の最小化を図っている。
政策評価の結果の政策への反映状況	第 168 回国会へ当該法案を提出した。 (平成 19 年 11 月 26 日成立、11 月 30 日法律第 121 号として公布) 政策評価の結果を踏まえ、可燃性天然ガス等に関する安全対策の普及啓発について 21 年度予算に反映されたところ。 (平成 21 年度予算: 14 百万円の内数)

政策の名称	温泉法の一部を改正する法律案 温泉の掘削の許可基準の追加等
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	対策費用は生じるが、温泉の掘削に伴う災害を防止することは、掘削を行う者の当然の責務であり、安全対策を義務付ける必要がある。これに要する費用は、多くとも数百万円に止まり、数千万円の費用を要する温泉の掘削工事全体の費用に占める割合は比較的小さいものである。 なお、対策の義務付けに当たっては、技術的基準をあらかじめ定め、それに適合するもののみを許可することが、規制の明白性等の上で望ましいことから、都道府県ごとの判断による規制に委ねるのではなく、許可要件として法律上規定することが適切である。
政策評価の結果の政策への反映状況	第 168 回国会へ当該法案を提出した。 (平成 19 年 11 月 26 日成立、11 月 30 日法律第 121 号として公布) 政策評価の結果を踏まえ、可燃性天然ガス等に関する安全対策の普及啓発について 21 年度予算に反映されたところ。 (平成 21 年度予算: 14 百万円の内数[再掲])

政策の名称	温泉法の一部を改正する法律案 掘削・採取終了後の措置命令、緊急措置命令
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	対策費用は生じるが、温泉の掘削・採取に伴う災害を防止することは、掘削・採取を行う者の当然の責務であり、安全対策を行わせる必要がある。 行政指導により安全措置を促す手法も考えられるが、この措置命令が行われるのは危険が実際に発生している場合であり、強制力を持って至急措置をとらせる必要があることから、法的義務を課することが適切である。
政策評価の結果の政策への反映状況	第 168 回国会へ当該法案を提出した。 (平成 19 年 11 月 26 日成立、11 月 30 日法律第 121 号として公布) 政策評価の結果を踏まえ、可燃性天然ガス等に関する安全対策の普及啓発について 21 年度予算に反映されたところ。 (平成 21 年度予算: 14 百万円の内数[再掲])

規制の内容	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案 愛がん動物用飼料の製造等に関する規制の新設
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	上記の費用分析及び便益分析から、本法に規定する措置により愛がん動物用飼料の安全性を確保することにより得られる便益は大きく、これによる費用は、当該便益に比して合理的な範囲のものであると言える。このため、本法により愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことが適切である。また、これらの規制は国により行われるべきである。
政策評価の結果の政策への反映状況	第 169 回国会へ当該法案を提出した。

への反映状況	<p>(平成 20 年 6 月 11 日成立、6 月 18 日法律第 83 号として公布)</p> <p>政策評価の結果を踏まえ、愛がん動物用飼料の基準・規格設定に必要な調査や検査・監視体制の整備を行うための「愛がん動物用飼料安全対策費」が 21 年度予算に新規に反映されたところ。</p> <p>(平成 21 年度予算: 35 百万円)</p> <p>また、動物の飼養者に対する普及啓発を行うための「飼養動物の安全・健康保持推進事業」も前年度に引き続き、21 年度予算に反映されたところ。</p> <p>(平成 21 年度予算: 10 百万円)</p>
--------	---

規制の内容	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>温室効果ガス排出量の報告対象の拡大</p> <p>新たに対象となる事業者には最低限の事務処理作業が発生する。しかしながら、それらの者も含め、排出量の公表により、自主的な取組が促進されることが期待される。このことによる社会的便益にかんがみて、費用対効果の面から有効と考えられる。</p>
政策評価の結果の政策 への反映状況	<p>第 169 回国会へ当該法案を提出した。</p> <p>(平成 20 年 6 月 6 日成立、6 月 13 日法律第 67 号として公布)</p> <p>政策評価の結果を踏まえ、事業者への周知及び排出量情報の集計システム等の開発・整備を行うための「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業」の拡充について 21 年度予算に反映されたところ。</p> <p>(平成 21 年度予算: 16 百万円)</p>

表 16 - 4 - 個別公共事業を対象として事前評価した政策

<p>政策の名称</p>	<p>廃棄物処理施設における温暖化対策事業(1事業)                  自然公園等事業(1事業)                  産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(1事業)                  一般廃棄物処理施設整備事業(71事業)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>必要性、効率性、有効性の観点から評価を行った。評価の実施に当たっては「廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する政策評価(事前評価)実施要領」に基づき評価を実施した。評価の対象としたすべての事業において必要性、効率性、有効性が認められる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>廃棄物処理施設における温暖化対策事業                  本事業の評価内容を踏まえ、平成20年度補助事業として1事業を採択している。                  自然公園等事業                  本事業の評価内容を踏まえ、平成21年度事業として1事業を採択している。                  産業廃棄物処理施設モデル的整備事業                  本事業の評価内容を踏まえ、平成21年度事業として1事業を採択している。                  一般廃棄物処理施設整備事業(71事業)                  本事業の評価内容を踏まえ、平成20年度補助事業として32事業、平成21年度事業として34事業、平成22年度補助事業として5事業を採択している。</p>

(注) 個別の新規事業採択時評価結果については、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表16-4-a参照。

表 16-4-④ 実績評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>地球温暖化対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために1992年(平成4年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。 京都議定書における2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成17年2月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6%削減約束を達成する国際的な責任を負っている。</p> <p>&lt;計画の評価・見直し等&gt; 政府全体の温暖化対策については、京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。環境省では、エネルギー対策特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成18年度の排出量は、基準年総排出量と比べて6.2%増加しており、京都議定書の6%削減約束の達成には6.8%(注)の排出削減が必要である。京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成19年5月 地球温暖化対策推進本部)によれば、平成18年度の我が国の地球温暖化対策は、前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。 (注):6.8%=6.2%(基準年総排出量との差)+6%(京都議定書の削減量) -3.8%(森林吸収)-1.6%(京都メカニズム分) そのため、平成18年10月から、環境省・中央環境審議会や経済産業省・産業構造審議会等の関係審議会において、 ① 必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実に期す必要があること ② 全部門で排出削減のための一層の取組が必要となることは言うまでもないが、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要であること ③ ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要があること といった視点の下、本計画の評価・見直しが進められ、平成20年2月には京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告が公表された。この最終報告では、森林吸収分3.8%、京都メカニズム分1.6%を含めても、現行対策のみでは、▲6%には1.7~2.8%(約2,200~3,600万t-CO<sub>2</sub>)の不足が見込まれるものの、報告に盛り込まれた対策・施策の追加・強化により、約3,700万t-CO<sub>2</sub>の排出削減効果が見込まれ、京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。これを踏まえ、平成20年3月には京都議定書目標達成計画の全部改定が閣議決定された。 旧政府の実行計画(平成17年4月閣議決定)に基づき、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成18年度までに13年度比で7%削減する目標は達成した。同計画を引き継いだ政府の実行計画(平成19年3月閣議決定)に基づき、平成22年度から平成24年度までに排出される温室効果ガスの総排出量の平均を13年度比で8%削減することを目標として、各省庁において計画的に取組を進めている。環境税については、京都議定書目標達成計画において、「地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていく」とされた。 我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、国別登録簿の整備を行い、運営体制を確立した。さらに、政府による京都メカニズムクレジット取得事業を(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に委託して実施した。</p> <p>&lt;国際交渉等&gt; 国際的には、平成19年12月にインドネシア・バリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)及び京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP3)において、2013年(平成25年)以降の将来枠組みに関する議論が行われ、全ての国が参加し2009年までの合意を目指すバリ・ロードマップが採択された。気候変動への適応や技術移転等の途上国支援、更にはクリーン開発メカニズム(CDM)のあり方や、後発途上国、特にアフリカにおけるCDMプロジェクトの促進等につき、一定の成果を得ることができた。また、条約に基づく交渉プロセスに加え、気候変動問題に関する日米セミナー、日中セミナー、日印セミナー、アジア太平洋地域セミナーを開催している。</p> <p>&lt;森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保&gt;</p>

2007年5月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。

**(必要性)**

**【国内における温室効果ガスの排出抑制】**

京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。

**【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】**

京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、1,300万炭素トン(3.8%)を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。

**【京都メカニズム活用の推進】**

平成19年度は約1,665万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。

**(効率性)**

**【国内における温室効果ガスの排出抑制】**

平成19年度における政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるものは5,093億円であり、このうち環境省の予算は304億円である。環境省においては、エネルギー対策特別会計を活用して、費用対効果の観点を重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。また、費用対効果の高い義務型の排出量取引の導入のための知見・経験の蓄積のため、自主参加型の排出量取引事業を実施しており、平成19年度末時点で約150社による参加を得て、参加事業者は自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用することにより確実な排出削減が実施された。他地域への波及効果が高く、二酸化炭素削減効果が大きいと見込まれる公共・公益サービス部門対策技術率先対策補助事業などの施策を実施した。排出枠の取引を活用することにより確実な排出削減が実施された。他地域への波及効果が高く、二酸化炭素削減効果が大きいと見込まれる公共・公益サービス部門対策技術率先対策補助事業などの施策を実施した。

**【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】**

森林吸収源について、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全は地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。

**【京都メカニズム活用の推進】**

クレジットの調達に当たっては、①京都メカニズムに関する専門知識、②CDM/JIプロジェクトの質を評価できるだけの知見、③事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOを活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。

**(有効性)**

**【国内における温室効果ガスの排出抑制】**

平成18年度における我が国の温室効果ガス排出量は基準年比で6.2%上回っており、目標達成計画の策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られ、極めて厳しい状況にあるといえる。エネルギー起源二酸化炭素については、平成18年度で基準年比12.0%も増加しており、十分な対策効果が現れておらず、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。一方、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れている。

**【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】**

最新の科学的知見にもとづいて、森林における温室効果ガス吸収量の算定方法を検討することにより、算定方法に改善が見られた。

**【京都メカニズム活用の推進】**

CDM/JIプロジェクトを実施するために実施可能性調査を行い、その結果を広く民間事業者と共有し、民間事業者のプロジェクト発掘・形成を促進した。また、CDM/JIプロジェクトの実施が促進されるよう相手国の人材育成支援などの国内制度等に係る体制整備支援を実施した。

国内の体制整備に関しては、我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、政府や民間法人がクレジットの取得、保有及び移転を管理するための国別登録簿を整備した。

クレジット取得に関する取組では、環境省及び経済産業省共管の下、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を実施した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成19年度は約1,665万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。

**(反映の方向性)**

○平成19年度に改定された京都議定書目標達成計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。

主な追加対策は以下の通り。

- ・自主行動計画の推進
- ・住宅・建築物の省エネ性能の向上
- ・トップランナー機器等の対策
- ・工場・事業場の省エネ対策の徹底
- ・自動車の燃費の改善

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の排出削減対策の推進</li> <li>・ 農林水産業、上下水道、交通流等の対策</li> <li>・ 新エネルギー対策の推進 など</li> </ul> <p>○ 平成 19 年度まで毎年1回行っていた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検について、きめ細かく厳格なものとするため平成 20 年度より毎年2回行う。また、平成 21 年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化する。</p> <p>○ 京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOに京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、現物クレジットの取得の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。</p> <p>○ 国際的には、平成 21 年にデンマーク・コペンハーゲンで開催予定の気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)に向けて、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築に貢献がある。</p> <p>○ 地理情報データを活用して森林減少活動のあった土地を継続的にフォローするシステムを確立するとともに、6つの土地利用カテゴリー間の土地利用変化に係る誤差を検証する手法を開発する。</p> <p>○ 地球温暖化対策について強化するため、予算要求等への反映を図る</p> <p>○ 地球温暖化対策について強化するため、機構・定員要求への反映を図る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> 別紙のとおり</p>
--	--

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ 平成 19 年度に改定された京都議定書目標達成計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。 主な追加対策は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主行動計画の推進</li> <li>・ 住宅・建築物の省エネ性能の向上</li> <li>・ トップランナー機器等の対策</li> <li>・ 工場・事業場の省エネ対策の徹底</li> <li>・ 自動車の燃費の改善</li> <li>・ 中小企業の排出削減対策の推進</li> <li>・ 農林水産業、上下水道、交通流等の対策</li> <li>・ 新エネルギー対策の推進 など</li> </ul> <p>○ 平成 19 年度まで毎年1回行っていた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検について、きめ細かく厳格なものとするため平成 20 年度より毎年2回行う(平成 20 年度は7月 29 日及び 12 月 25 日に実施した。)。また、平成 21 年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化した。</p> <p>○ 京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOに京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、費用対効果の高い方法でクレジットを取得していく。</p> <p>○ 国際的には、平成 21 年 12 月にデンマーク・コペンハーゲンで開催予定の気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)に向けて、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての国がその能力に応じて最大限の削減努力を行う、実効ある枠組みに合意するため、国際的にリーダーシップを発揮していく。</p> <p>○ 地理情報データを活用して森林減少活動のあった土地を継続的にフォローするシステムを確立するとともに、6つの土地利用カテゴリー間の土地利用変化に係る誤差を検証する手法を開発していく。</p> <p>○ 地球温暖化対策について強化するため、予算要求等への反映を図った。 (平成 21 年度予算:45,328 百万円[平成 20 年度予算:42, 697 百万円])</p> <p>○ 地球温暖化対策について強化するため、機構・定員要求への反映を図った。 (機構:国際対策室の新設、定員:5名増)</p>
-------------------------	---

<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第 169 国会施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成 20 年1月 18 日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>&lt;第五「低炭素社会」への転換&gt; 「温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。今年度中に京都議定書の目標達成計画を改定し、…」</p>
---------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	--

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
温室効果ガスの総排出量[CO2 換算ト]	-	13 億 5,500 万	13 億 5,800 万	13 億 4,000 万	11 億 8,600 万 (H20～24 年度の 平均)

達成目標【国内における温室効果ガスの排出抑制】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
①エネルギー起源二酸化炭素の排出量 [CO2 換算ト]	10 億 5,900 万 (H2年)	11 億 9,900 万	12 億 0,300 万	11 億 8,600 万	10 億 7,600 万～ 10 億 8,900 万 (H20～24 年度の 平均)
②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び 一酸化二窒素の排出量[CO2 換算ト]	1 億 5,100 万 (H2年)	1 億 3,600 万	1 億 3,700 万	1 億 3,690 万	1 億 3,200 万 (H20～24 年度の 平均)
③代替フロン等3ガスの排出量[CO2 換算ト]	5,100 万 (H7年)	2,000 万	1,800 万	1,730 万	3,100 万 (H20～24 年度の 平均)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- 京都議定書目標達成計画(平成 17 年4月閣議決定、平成 20 年3月全部改定)

達成目標【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
温室効果ガスの吸収量[CO2 換算ト]	-	-	3,540 万	3,790 万	4,767 万 (H20～24 年度の 平均)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- 京都議定書目標達成計画(平成 17 年4月閣議決定、平成 20 年3月全部改定)

達成目標【京都メカニズム活用の推進】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H18 年度	目標値 (年度)
クレジット取得量[CO2 換算ト]	-	-	約 638 万 (※契約した 量)	約 1,665 万 (※契約した 量)	約1億 (H18～24 年度の 累積量)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- 京都議定書目標達成計画(平成 17 年4月閣議決定、平成 20 年3月全部改定)

<b>施策名</b>	地球環境の保全
<b>施策の概要</b>	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  <b>【オゾン層の保護・回復】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。</li> <li>○ 業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率及び回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からの京都議定書目標達成計画上の目標の達成に向けて更なる向上を図る必要があり、平成 19 年 10 月から施行された改正フロン回収・破壊法の周知徹底を図り、回収量の増加に努める必要がある。</li> </ul> <p><b>【酸性雨・黄砂対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ EANETは 2001 年(平成 13 年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている(財)日本環境衛生センター酸性雨研究センターと協力しつつEANETへ積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法に合わせた長期モニタリング計画に基づき調査を行い、酸性雨による影響等について評価しており、目標達成に向け進展があった。</li> <li>○ 黄砂については、日中韓の黄砂対策に係る地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。</li> </ul> <p><b>【海洋環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋汚染防止対策については、国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきた。</li> <li>○ 漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、7県 11 海岸のモデル地域を選定し、漂流・漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けて進展があった。</li> </ul> <p><b>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】</b>  <b>(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林の保全については違法伐採等に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業の実施、砂漠化対策については西アフリカ及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。</li> </ul> <p><b>(国際的な貢献と連携・国際協力)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行い期待どおりの成果が得られた。</li> <li>○ アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。</li> </ul> <p><b>(研究調査)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争的資金については、プログラムディレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)による研究管理及び不正防止策を講じる等、管理・評価体制の充実を行い、環境研究の質の向上を図った。</li> <li>○ 地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCCへの支援は、第4次評価報告書の完成に貢献した。</li> </ul> <p><b>(必要性)</b>  <b>【オゾン層の保護・回復】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は全国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。</li> <li>○ 南極のオゾンホールは依然として毎年のように大規模に発達しており、オゾン全量についても減少した状況が継続していることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が懸念されている。</li> <li>○ モントリオール議定書の規制スケジュールに基づき、開発途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費の削減が本格化していることから、途上国支援の重要性が一層高まっている。</li> </ul> <p><b>【酸性雨・黄砂対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年の東アジア地域の急速な工業化・都市化により、地理的な条件から我が国においても酸性雨の環境影響が深刻化することが懸念される。国境を越える酸性雨への対策として、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、対策に向けた国際協力の強化が必要である。</li> <li>○ 黄砂の飛来頻度が拡大するに伴い、黄砂の影響への国民の関心が高まっている。国境を越えた環境問題であることから、黄砂モニタリングネットワークの構築等、黄砂対策は北東アジア地域で連携して取り組む必要がある。</li> </ul> <p><b>【海洋環境の保全】</b></p>

- 廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染が懸念されており、国際的な枠組みの下に一層の環境保全を図っていく必要がある。また、平成 19 年4月から導入された廃棄物の海洋投入処分の規制の効果を的確に把握していく必要がある。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林・砂漠・南極)

- 森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動による土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要がある。

- 南極地域は、高い環境上の価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。

- 開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。

- 開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間やNGO等の具体的活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

(研究調査)

- 地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成 18 年3月 28 日閣議決定)においても指摘されているところである。

- 多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せては十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

(効率性)

【オゾン層の保護・回復】

- 主要なオゾン層破壊物質であるCFC、HCFC及びハロンは強力な温室効果ガスでもあり、これら物質の排出削減は地球温暖化対策としても有効であるため、環境保全上の効率性が極めて高い。

- 限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費を始め、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。

- 関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。

【酸性雨・黄砂対策】

- 酸性雨の国内モニタリングについては、5年ごとに観測結果をとりまとめ、酸性雨対策検討会にて検討の上、モニタリング計画に観測結果を反映しており、49あった測定所を31に集約する等、効率的に実施している。

- 黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の5台のライダー装置\*だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外 16 台のライダー装置によるネットワーク化を実現している。

\* 地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置

【海洋環境の保全】

- 平成 19 年度において、限られた予算を効率的に活用すべく、過去の経緯も踏まえ、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しを行った。

- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、7県 11 海岸のモデル地域を選定し、それぞれの地域の特性に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林・砂漠・南極)

- 世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。

- 南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報を海外に提供するとともに、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEM M)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことにより、保全のための効率的な問題解決を図ることができる。○ 北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化するとともに、多様な主体との連携を行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。

- WTO交渉の論点を整理し、またFTA/EPA交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。

(研究調査)

- 地球環境問題の調査研究に係る我が国の貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用効果は高い。
- 地球環境研究総合推進費では、様々な研究課題を、公募を通じて、コストを勘案しつつ、公正で透明性の高い評価に基づいて選定している。必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。
- 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費では、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効率的・効果的に推進している。また中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者を交えたアドバイザー会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

(有効性)

【オゾン層の保護・回復】

- オゾン層を保護するためには、破壊の原因であるオゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制することが効果的であることから、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策が有効である。
- ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は着実に減少しており、モントリオール議定書に定める消費量上限(3,615ODP<sub>t</sub>)を下回っている。また、フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵・冷凍機器や空調機器からのフロン類の回収・破壊を進めており、平成18年度には、業務用冷凍空調機器から約2,541tのフロン類を回収した。これらの対策の結果として、オゾン層破壊物質の排出量は着実に減少傾向にある。
- 大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は1990年(平成2年)代後半以降ほぼ横ばい(CFC-12)、または減少してきている(CFC-11及びCFC-113は年間約1%の割合で減少)。一方、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は減少(H16年度目標、3,615トン以下は達成)しているものの、HCFC及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある(HCFC-22は年間約3%、ハロン1301は年間約2%の割合で増加)。
- 途上国におけるCFC削減を支援するため、モンゴル及びスリランカにおいてCFC削減プロジェクトを実施するとともに、インドネシア政府と協力してフロン類破壊施設の設置を支援した。

【酸性雨・黄砂対策】

- 長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により、酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET政府間会合において、協定化を含むEANETの将来発展に向けた議論が進展しているところ。
- 黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組に貢献している。また、日中韓三カ国黄砂局長会合において、共同研究の実施等の黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。

【海洋環境の保全】

- 関連法の着実な施行により国際的な枠組みの下での海洋汚染防止対策を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。
- ロンドン条約議定書の締結に伴い改正された海洋汚染防止法に基づき、平成19年4月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る環境大臣の許可制度の下、適切な運用を図った。目標として設定した「陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量」について、年々減少している。また、廃棄物の海底下廃棄を原則禁止し、二酸化炭素海底下地層貯留事業に係る許可制度の導入を目的とした海洋汚染防止法が平成19年11月より施行されたところ。
- NOWPAPの活動促進のため、リモートセンシング(人工衛星による地球観測)による海洋観測を行うための研究開発を行った。また、リモートセンシングデータを用いた富栄養化モニタリングガイドラインについて策定し、平成19年9月にリモートセンシング研修を行った。
- バラスト水条約の発効に備え、国際会議等に積極的に参加し、バラスト水に起因する環境影響の情報の収集等を行い、早急に条約を受け入れるための準備を進めた。
- 危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書(OPRC-HNS議定書)の締結に伴い、環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、有害液体物質の流出事故時に伴う海洋環境への被害の発生を最小にするため、脆弱性沿岸海域図のような事前情報の整理方法等の検討を行った。
- 海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリングの基本指針目的・調査の枠組み、対象項目、測線・測地、頻度、実施体制等について検討を行った。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、7県11海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林・砂漠・南極)

- 国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ、国際熱帯木材機関への参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 砂漠化対処条約締約国会議等への参加、我が国の知見の提供等、積極的に関与することにより、砂

漠化対策に係る国際的取組の進展に寄与した。

- 国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議や環境保護委員会等への積極的な関与により、南極地域の環境の保護に向けた国際的取組に貢献している。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMME)、ASEAN+3環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高め、我が国の発言力を確保することができた。また、このような場で情報交換を行うことにより、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。
- 近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイトの更新等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。
- 北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。
- 他国の締結しているFTA/EPAにおける環境条項の分析、WTOにおける議論の整理等は、我が国がFTA/EPAやWTOの交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。
- アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献している。

(研究調査)

- 地球環境分野の調査研究については、我が国の地球温暖化分野の施策の進展に貢献した。
- 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては、事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。
- 地球環境研究総合推進費等を活用して、政策的な観点を重視した、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の様々な分野における地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。また、成果発表会や一般公開シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して成果の普及広報を図った。
- アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

(反映の方向性)

【オゾン層の保護・回復】

- 改正フロン回収・破壊法の周知徹底を図り、行程管理制度等を着実に実施するとともに、冷媒漏洩対策に向けた実態把握調査を行う。
- ハンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を実施する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。
- 上記の施策を実施するため、冷媒フロン類排出抑制推進費、フロン代替製品普及推進事業費、途上国におけるフロン等対策支援事業費の新規・拡充予算の要求を行う。

【酸性雨・黄砂対策】

- 東アジア地域においてはオゾン等の広域汚染の影響が懸念されており、EANETの活動及びその将来発展を積極的に支援することにより、地域の大气環境管理の推進に貢献する。
- 国内における酸性雨の被害を未然に防止するため、酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムを構築するとともに、共同研究を実施する。

【海洋環境の保全】

- 海洋環境モニタリングにおいて、我が国周辺の海洋汚染の発生状況、環境濃度の経年的変化を今後も継続的に把握し、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施を確認し、海洋環境保全対策の効果的な実施を進める。
- 二酸化炭素海底下地層貯留に係る影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する検討。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル地域において、引き続き漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討を行う。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 違法伐採対策の民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。
- 砂漠化適応策の手法検討を行う。
- 南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討開始、国内担保法に基づく手続きの更なる徹底を行う。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 引き続き、G8、国連、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPAの交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
  - クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。
  - 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。
  - 地域環境協力及び地球温暖化対策に係る二国間協力体制について強化するため、定員要求を図る。
- (研究調査)
- 衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。
  - 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題へのより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデル等を用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行うなど、各国における具体的な政策導入に貢献する。
  - 地球温暖化に対する我が国内外の影響予測体制について強化するため、定員要求を図る。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

別紙のとおり

**【オゾン層の保護・回復】**

- 改正フロン回収・破壊法の周知徹底を図り、行程管理制度等を着実に実施するとともに、冷媒漏洩対策に向けた実態把握調査を行った。
- ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を実施した。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施した。
- 上記の施策を実施するため、冷媒フロン類排出抑制推進費、フロン代替製品普及推進事業費、途上国におけるフロン等対策支援事業費の新規・拡充予算の要求を行った。

(主な予算項目及び予算額)

- ・冷媒フロン類排出抑制推進費(平成21年度予算:18百万円[新規])
- ・フロン代替製品普及推進事業費(平成21年度予算:7百万円[新規])
- ・途上国におけるフロン等対策支援事業費(平成21年度予算:47百万円)

**【酸性雨・黄砂対策】**

- 東アジア地域においてはオゾン等の広域汚染の影響が懸念されており、EANETの活動及びその将来発展を積極的に支援することにより、地域の大気環境管理の推進に貢献した。
- 国内における酸性雨の被害を未然に防止するため、酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリングを着実に実施した。
- 黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムを構築するとともに、共同研究を実施した。

(主な予算項目及び予算額)

- ・酸性雨調査研究費(平成21年度予算:47百万円)
- ・国内酸性雨モニタリング推進費(平成21年度予算:253百万円)
- ・黄砂対策推進費(平成21年度予算:36百万円)
- ・クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費(平成21年度予算:80百万円[新規])

**【海洋環境の保全】**

- 海洋環境モニタリングにおいて、我が国周辺の海洋汚染の発生状況、環境濃度の経年的変化を今後も継続的に把握し、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施を確認し、海洋環境保全対策の効果的な実施を進めた。
- 二酸化炭素海底下地層貯留に係る影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する検討を行った。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル地域において、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について検討を行った。

(主な予算項目及び予算額)

- ・海洋汚染モニタリング推進費(平成21年度予算:50百万円)
- ・二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業(平成21年度予算:156百万円)
- ・漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費(平成21年度予算:196百万円)

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

	<p>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】  (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違法伐採対策の民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行った。</li> <li>○ 砂漠化適応策の手法検討を行った。</li> <li>○ 南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討開始、国内担保法に基づく手続きの更なる徹底を行った。</li> </ul> <p>(主な予算項目と予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法伐採への取組及び環境への影響調査費(平成21年度予算:9百万円)</li> <li>・砂漠化防止対策推進支援調査費(平成21年度予算:8百万円)</li> <li>・南極条約及び同議定書に基づく査察実施費(平成21年度予算:26百万円)</li> </ul> <p>(国際的な貢献と連携・国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、G8、国連、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献した。また、WTO、FTA/EPAの交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させた。</li> <li>○ クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。</li> <li>○ 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を行った。</li> <li>○ 地域環境協力及び地球温暖化対策に係る二国間協力体制について強化するため、定員要求を図った。(定員:5人増)</li> </ul> <p>(研究調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、より重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。</li> <li>○ 地球温暖化に対する我が国内外の影響予測体制について強化するため、定員要求を図った。(定員:1人増)</li> </ul>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>
	特になし		

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標【オゾン層の保護・回復】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
①ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODP トン]	5,562 (H 元)	1,473	1,118	754	0 (H32 年)
②業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率(回収量) [% (トン)]	-	約 31 (約 2,102t)	約 32 (約 2,998t)	約 36 (約 2,541t)	60 以上 (H20～24 年度の平均)
③PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量の ODP 換算値 [ODP トン]	-	6,215	5,376	4,181	減少傾向を 維持

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①モントリオール議定書

達成目標【酸性雨・黄砂対策】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
①EANETモニタリング(酸性沈着)地点数[地点]	-	46	47	51	55 (H24 年度)
②EANET分析精度管理目標達成率[%]	-	90.6	93	集計中	100
③国内酸性雨モニタリングの年間測定有効地点率[%]	-	70	80	集計中	100
④国内ライダー設置地点数(環境省設置地点)[地点]	-	8(3)	9(4)	16(5)	17(5) (H24 年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ③長期モニタリング計画(環境省平成 14 年3月)

達成目標【海洋環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万トン]	384 (H15 年度)	378	338	320	284 (H19 年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- H19 年度2月まで海洋投入処分しないことが確定しているし尿・浄化槽汚泥の投入量を削減した値

達成目標【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
(間接指標)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率 [%]	-	68.3	90.6	73.4	100

<備考>

- 目標の進捗状況を直接的に示す定量的指標を設定することが困難なことから、参考となる指標(参考指標)を設定



等を経て、85%に当たる5,559haが地域指定を解除されている。

- ダイオキシン類土壤汚染対策は平成19年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

#### 【ダイオキシン類・農薬対策】

- 平成18年のダイオキシン類排出総量は、H15年比で約20%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国の環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。
- 農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、H19年度に新たに16農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。

#### （必要性）

#### 【大気環境の保全】

- 大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つ。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。
- 大気汚染の状況については、二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を長期間に渡り達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。

#### 【大気生活環境の保全】

- 大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。
- 騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地域の自動車騒音の状況を把握することにより、規制や効率的な騒音対策を推進する必要がある。
- 多種多様な悪臭の苦情への対応を図るため、臭気指数規制の導入及び生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。
- 騒音・振動の苦情件数は増加傾向にあり、この改善にむけた対策の必要がある。
- 過去100年間において、地球平均気温は約0.74℃上昇に対し、日本の大都市の気温は2～3℃上昇しておりヒートアイランド対策の必要がある。

#### 【水環境の保全】

- 水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。
- 指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において生活環境項目に係る水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。
- 世界では安全な水が確保できない人が約11億人おり、世界の水問題は人類にとって重大な問題である。我が国は公害の経験と技術があることから、これを活かして世界の水問題の解決に向けた貢献をすることが求められる。また、平成19年4月に日中首脳による環境協力の合意があり、中国における水質汚濁の解決に向けた協力をすることとなっているため、両国の協力による取組が必要。
- 排水基準による規制のみでは環境基準（生活環境項目）の達成が困難で環境基準達成率が十分とは言えない東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、引き続き流入する汚濁負荷の総量の削減が必要である。また、施策の実施後速やかに改善されない閉鎖性海域で、水環境の改善施策を展開するため、海域ごとの利用形態に応じた中長期的に目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする必要がある。
- 東アジア諸国においては、その経済発展に伴う海域環境の悪化が著しく、東シナ海等においては高いクロロフィルαが認められ、我が国の海域環境にも影響を及ぼしていることから、その改善に向けた取組が急務である。
- 有明海及び八代海においては、赤潮が多発し漁獲量が低迷するなど深刻な状況にあり、両海域の再生に向けた取組が急務となっている。

#### 【土壌環境の保全】

- 土壌汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。
- 本件施策については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されている。

#### 【ダイオキシン類・農薬対策】

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、さらに事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。
- 農薬は環境中で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、登録前に当該物質の水産動植物に対する毒性と環境中予測濃度の比較に

よるリスク評価を実施し、適切な登録保留基準を設定することが、生態系保全の観点から重要かつ有効である。

#### (効率性)

##### 【大気環境の保全】

- 自動車単体からの排出ガス低減のため、自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正を行い、自動車単体規制の強化を行った。
- 平成 19 年7月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を設置し、光化学オキシダント濃度レベルの上昇原因を明らかにするとともに、当面取り組むべき課題を中間報告として取りまとめたところ。
- 自動車排出ガス対策については、特に大気環境基準を長期間に渡り達成していない自動車交通量が集中する一部の交差点等の局地を対象に、局地汚染対策及び流入車対策を効果的・効率的に実施するため、これらの対策を柱とする自動車NO<sub>x</sub>・PM法の一部を改正する法律が第 166 回国会で成立し、平成 19 年5月 18 日に公布、平成 20 年1月1日から施行された。

##### 【大気生活環境の保全】

- インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。
- 騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、適切な苦情への対応を図っている。
- 注目度の高い都市の街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。

##### 【水環境の保全】

- 円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備の特別償却制度等の税制優遇措置を設けて、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施を行っている。
- 底質のダイオキシンの測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の検討を行っている。
- 指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。
- アジア水環境パートナーシップについては、二国間会合や国際フォーラムを開催することにより、多様な参加者のもとで情報収集と人材育成をすることができたことから、効率的であったと考えられる。日中水環境パートナーシップ事業については、中国事情に精通した機関を通じて事業を行うことにより、効率的な事業の実施が図られた。
- 工場・事業場から排出される負荷の総量に対する規制や関係行政機関の連携による排水処理施設整備等を組み合わせる水質総量規制を5年ごとに見直しつつ実施することで、社会情勢に対応し効率的に汚濁負荷量を削減できる。
- 水質総量規制制度の導入を支援することで、東アジア諸国における陸域負荷の総量が効率的に削減できる。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会が取りまとめた報告に基づくマスタープランを踏まえることで、有明海及び八代海の再生に向けた調査研究を効率的に実施できる。

##### 【土壌環境の保全】

- 農用地土壌汚染対策については汚染が広域的であり、また農業生産に必要な基礎的な資源である農地を保全するものであることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。
- 市街地等の土壌汚染については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととしている。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染者負担の原則にのっとり、汚染原因者に実施を求めることとなっている。このような仕組みにより、調査・対策が広く実施されている。  
一方、土壌汚染対策法に基づく指定区域の解除に繋がらない盛土や舗装などの対策措置も、ひとの健康被害の防止を図るための措置に適合しているにもかかわらず、周辺住民のリスクコミュニケーションの難しさもあり、費用がかかる掘削除去が行われる事例が多いのが実態であり、より合理的な対策手法の選択を容易にすることで効率的向上を図る必要がある。
- ダイオキシンの類土壌汚染については、汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。

##### 【ダイオキシン類・農薬対策】

- 平成 17 年から、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮してい

る。また、平成 18 年3月には生物検定法に関する精度管理の手引きを策定しており、品質や信頼性についても考慮している。

- 農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが化される制度が充実しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。

#### (有効性)

##### 【大気環境の保全】

- 自動車単体規制の強化等により、排出ガス性能の良い自動車の技術開発が進められた。
- 国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、高濃度となる要因が複雑な光化学オキシダントを除き良好な状況が継続していると考えられる。
- 自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については90.7%、浮遊粒子状物質については92.8%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成 18 年度)。
- これまで未規制であったオフロード特殊自動車について、順次規制を開始している。
- 大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。
- 建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を改訂、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、飛散防止の徹底を図った。また、大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行った。
- 近年、企業による排出基準の超過や測定データの改ざん等、公害防止の取組に関する不適正な事案が散見されることから、平成 19 年3月に、事業者向けの「公害防止ガイドライン」を取りまとめ、普及を図るとともに、「効果的な公害防止取組促進方策検討会」を開催し、環境問題の多様化などの公害防止業務を巡る構造的な変化も踏まえた事業者及び地方自治体の公害防止取組を促進する方策について平成 20 年4月に報告書を取りまとめた。
- 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策は、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、取り組むこととしている。平成 19 年度は、「揮発性有機化合物(VOC)対策功労者表彰を行い、また「産業洗浄現場におけるVOC対策事例集」を作成、配布して、自主的取組を推進した。

##### 【大気生活環境の保全】

- 自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。
- 増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ3年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入している地方公共団体は、近年増加傾向にあり、337 市区町村(規制地域を有する地方公共団体の 25.5%)となっている。
- スターウォッチングネットワークは毎年1万人以上が参加し、光害問題に関する市民への普及啓発が図られている。

##### 【水環境の保全】

- 水質環境基準の健康項目については、公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しては、公共用水域全体では基準達成率が 86.3%(平成 18 年度)と、過去最高を達成したことから、有効であったと考えられる。また、地下水の環境基準達成率は 90%以上となっている。
- 公共用水域・地下水の水質常時監視及び地盤沈下監視について監視結果の質を確保するため、モニタリング的確化・効率化に係る具体的な手法及び信頼性の高い測定データを確保するための精度管理手法等を示した手引等の策定に向けた有効な検討が行われた。
- 排出基準のうち、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素に係る暫定基準を延長したことから、平成 22 年度において暫定基準を延長せずすむように排水処理技術の開発を促進する必要がある。
- 工場・事業場からの排水に係るデータの改ざん等の事例が散見されることを踏まえ、効果的な公害防止のあり方について検討を行った。
- 地盤沈下については、全国的には概ね減少傾向にあるものの、その推移は安定しているとは言い難い。
- 環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎を得ることができた。
- 湖沼水質保全については、下水道等の汚水処理施設の整備等の汚濁負荷削減に取り組んだ結果、複数の指定湖沼において、湖沼水質保全計画に掲げた生活環境項目に係る水質目標値を達成したものの、全体として顕著な改善は見られなかった。アオコによる利水被害などが生じていた八郎湖について、湖沼水質保全特別措置法上の指定湖沼に指定し、第1期湖沼水質保全計画が策定されたため、関係省庁と連携しつつ同湖における水質保全のための取組を促進する体制づくりに資することができた。
- アジア水環境パートナーシップについては、2カ国との間での二国間会合や、国際フォーラムを開催することにより、各国における水管理に関する情報データベースの整備を行うことができた。その結果、データベースに対して平均 1.2 万件/月のアクセスがあったこと、また国際フォーラムにおいて各国のNP Oや行政官など多様な関係者の参加のもとで水環境保全に係る取組について発表等を行ったことから、

水環境管理に係る情報提供及び人材育成を効果的に行うことができたと考えられる。

- 日中水環境パートナーシップにおいては、施策提言、水環境フォーラムなどを行うことにより今後の協力体制が強化されたことから有効であったと考えられる。
- 水質総量規制については6次にわたる実施により、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素とりんが環境基準をほぼ達成するなどの効果が認められている。加えて、今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定した上で汚濁負荷の総量の更なる削減を図ることにより、環境基準達成率の更なる改善が期待される。
- 海域に流入する汚濁負荷の排水規制を有するが、負荷の総量を削減する制度が不十分あるいは未導入の東アジア諸国において水質総量規制制度を導入することにより、我が国の閉鎖性海域も含めた海域環境の保全が期待される。
- 調査研究により海域環境の悪化や水産資源の減少といった十分に解明されていない課題が解明することで、有明海及び八代海の再生に資することが期待される。

#### 【土壌環境の保全】

- 市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率(直接目標の②)が100%となっている。
- 農用地土壌汚染対策については、平成19年度は対策地域の地域指定及び指定解除は行われなかったため、指定解除は結果として変化しなかったものの、客土工事が2地区で進捗するなど、対策事業は着実に実施されている。
- ダイオキシン類土壌汚染対策については、平成19年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

#### 【ダイオキシン類・農薬対策】

- 平成18年のダイオキシン類の排出量は、平成15年比で約20%減少しており、その削減は順調に進んでいる。また、平成18年度のダイオキシン類対策特別措置法の常時監視等の環境調査結果によると、環境基準は概ね達成している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。
- 生態系保全の充実に向けて、農薬取締法に基づく新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を順次進めており、平成19年度には新たに16農薬(累計17農薬)について基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられる。

#### (反映の方向性)

#### 【大気環境の保全】

- 微小粒子状物質について、リスク評価手法の確立につき検討するほか、測定機器の試行・評価、生成機構、排出原情報等の知見の収集・整理、データ解析作業、継続的な曝露データの蓄積を行うとともに、粒子特性や疾患に着目した長期・短期曝露影響調査を実施し、国内の大気環境における粒子状物質の曝露による健康影響の知見を充実させる。また、これらの事務執行のため定員要求を図る。
- 改正自動車NO<sub>x</sub>・PM法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。
- ESTの推進を自発的に目指す地域に対して、ESTモデル事業の成果を提供するとともに、公共交通機関の利用促進、低公害車の導入促進、普及啓発等について関係省庁と連携して支援し、全国への普及展開を図る。
- 光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえた調査研究や国際的取組の実施。

#### 【大気生活環境の保全】

- 大気生活環境の保全について、工事・事業場騒音等の施策の更なる拡充。嗅覚測定法の精度確保と臭気指数規制の更なる推進。交通騒音モニタリングのあり方の検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進及び対策指針の策定。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討、シンポジウムの開催等の実施。

#### 【水環境の保全】

- 新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討、湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準の早期撤廃に向けた取組の実施、的確かつ効率的なモニタリング及び公定分析法の検討、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組、皇居外苑濠等の身近な水環境改善に向けた検討等の実施。
- 第6次水質総量規制の着実な実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた次期水質総量規制等の実施に向けた、汚濁負荷削減の最適化、新たな指標への対応、カキ礁等有する海域浄化機能の定量化の検討。
- 関係省庁等が実施する有明海・八代海の再生に向けた調査研究のマスタープラン作成。
- 気候変動による水温上昇や渇水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響を緩和する施策のあり方について検討を進める。

【土壌環境の保全】

- 土壌環境施策に関するあり方懇談会報告を受けて、土壌環境施策の見直しについて中央環境審議会に諮問。食品衛生法の規格基準改正の動向を踏まえ、農用地土壌汚染対策地域指定要件の見直しについて中央環境審議会に諮問。また、これらとあわせて、必要な新規予算及び定員を要求。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- POPs条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。
- 農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定の加速化、農薬の動態及び生物多様性に与える影響の調査の実施、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

【効果的な公害防止の取組促進】

- 平成19年3月に示した「公害防止ガイドライン」の、継続的な普及啓発及びフォローアップ。平成20年4月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた事業者及び地方自治体における公害防止を促進するための方策等の検討、実施。

【アジアにおける環境協力】

- 東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針策定のため、ケーススタディにより水質総量規制制度の現地適用性を検証。
- 日本モデル環境対策技術等の国際展開、公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業などを通じて、低炭素、低公害型の経済活動を普及する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

別紙のとおり

【大気環境の保全】

- 微小粒子状物質について、リスク評価手法の確立につき検討するほか、測定機器の試行・評価、生成機構、排出原情報等の知見の収集・整理、データ解析作業、継続的な曝露データの蓄積を行うとともに、粒子特性や疾患に着目した長期・短期曝露影響調査を実施し、国内の大気環境における粒子状物質の曝露による健康影響の知見を充実させる。また、これらの事務執行のため定員要求を図った(定員1名増)。(平成21年度予算額:「微小粒子状物質(PM2.5)対策等調査費」121百万円)
- 改正自動車NOx・PM法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。(平成21年度予算額:「自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費」323百万円)
- ESTの推進を自発的に目指す地域に対して、ESTモデル事業の成果を提供するとともに、公共交通機関の利用促進、低公害車の導入促進、普及啓発等について関係省庁と連携して支援し、全国への普及展開を図る。また、平成21年度より、モビリティ・マネジメント(MM)によるエコ通勤に取り組む企業等に対し、エコ通勤社会実験等の支援を行い、MM普及促進を図る。(平成21年度予算額:「低公害車普及事業」147百万円、「EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進」135百万円)
- 光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえた調査研究や国際的取組の実施。(平成21年度予算額:「揮発性有機化合物対策費」83百万円、「光化学オキシダント動向等調査費」32百万円)

【大気生活環境の保全】

- 大気生活環境の保全について、工事・事業場騒音等の施策の更なる拡充。嗅覚測定法の精度確保と臭気指数規制の更なる推進。交通騒音モニタリングのあり方の検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進及び対策指針の策定。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討、シンポジウムの開催等の実施。(平成21年度予算額「クールシティ中枢街区パイロット事業」:700百万円、「クールシティ推進事業」187百万円、「交通公害防止等調査検討費」64百万円)

【水環境の保全】

- 新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討、湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準の早期撤廃に向けた取組の実施、的確かつ効率的なモニタリング及び公定分析法の検討、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組、皇居外苑濠等の身近な水環境改善に向けた検討等の実施。(平成21年度予算額:「新たな水質管理指標に係る類型指定調査」11百万円、「WET手法を活用した排水規制手法検討調査」37百万円、「琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査」44百万円、「窒素りん比変動による水生生態系の影響等調査」34百万円、「3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査」20百万円、「水質分析の国際標準との整合化に係る検討調査費」21百万円、「やすらぎの水環境再生事業費」3百万円、「アジア水環境パートナーシップ事業(第2期)」62百万円、「日中水環境パートナーシップ」195百万円、「アフリカにおける水環境改善」18百万円)
- 第6次水質総量規制の着実な実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた次期水質総量規制等の実施に向けた、汚染負荷削減の最適化、新たな指

政策評価の結果の政策への反映状況

標への対応、カキ礁等有する海域浄化機能の定量化の検討。(平成 21 年度予算額:「豊かな沿岸環境回復のための閉鎖性海域水環境保全中長期ビジョンの策定調査」60 百万円、新規「次期水質総量規制における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境指標の調査体制構築に向けた検討調査」16 百万円)

○ 関係省庁等が実施する有明海・八代海の再生に向けた調査研究のマスタープラン作成。(平成 21 年度予算:「有明海・八代海再生重点課題対策調査」67 百万円、有明海・八代海総合調査推進費 13 百万円、有明海・八代海再生フォローアップ調査」50 百万円)

○ 気候変動による水温上昇や渇水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響を緩和する施策のあり方について検討を進める。(平成 21 年度予算額:「気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費」12 百万円)

**【土壌環境の保全】**

○ 土壌環境施策に関するあり方懇談会報告を受けて、中央環境審議会に対し「今後の土壌汚染対策の在り方について」を諮問し、9回にわたる土壌制度小委員会における審議などを経て、平成 20 年 12 月に同審議会から答申がなされた。これを受け、土壌汚染に関する現状や法の施行を通じて浮かび上がってきた課題に対応するため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。食品衛生法の規格基準改正の動向を踏まえ、農用地の土壌汚染対策地域の指定要件の見直しや関連する技術的事項を検討中。また、これらとあわせて、必要な新規予算及び定員を要求した。(定員1名増)

**【ダイオキシン類・農薬対策】**

○ POPs条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。(平成 21 年度予算額:「ダイオキシン類総合対策費」141 百万円)

○ 農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定の加速化、農薬の動態及び生物多様性に与える影響の調査の実施、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。(平成 21 年度予算額:「農薬対策調査研究費」中に農薬生物多様性影響調査費[新規]として 10 百万円)

**【効果的な公害防止の取組促進】**

○ 平成 19 年3月に示した「公害防止ガイドライン」の、継続的な普及啓発及びフォローアップ。平成 20 年 4月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた事業者及び地方自治体における公害防止を促進するための方策等の検討、実施。

**【アジアにおける環境協力】**

○ 東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針策定のため、ケーススタディにより水質総量規制制度の現地適用性を検証。(平成 21 年度予算額:「東アジア諸国における水質総量規制制度支援事業」32 百万円)

○ 日本モデル環境対策技術等の国際展開、公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業などを通じて、低炭素、低公害型の経済活動を普及。(平成 21 年度予算額:新規「日本モデル環境対策技術等の国際展開」151 百万円、「京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(うち、コベネフィット CDM モデル事業)」466 百万円、「日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討」22 百万円)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	該当なし		

別紙【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

達成目標【大気環境の保全】

指標名	基準値	H16年度	H17年度	H18年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率[%]					
二酸化いおう	-	99.9	99.7	99.8	100
一酸化炭素		100	100.0	100	100
浮遊粒子状物質		98.5	96.4	93	100
二酸化窒素		100	99.9	100	100
光化学オキシダント		0.1	0.3	0.1	100
ベンゼン		94.5	96.1	97.1	100
トリクロロエチレン		100	100.0	100	100
テトラクロロエチレン		100	100.0	100	100
ジクロロメタン		100	100.0	99.7	100
アクリロニトリル		100	100.0	100	100
塩化ビニルモノマー		100	100.0	100	100
水銀		100	100.0	100	100
ニッケル化合物		98.2	99.1	98.4	100
クロロホルム		100	99.7	100	100
1,2-ジクロロエタン		100	99.5	99.5	100
1,3-ブタジエ		100	100.0	100	100
②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]					
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	-	89.2	91.3	90.7	100
浮遊粒子状物質(SPM)		96.1	93.7	92.8	100
光化学オキシダント		3.6	0.0	3.7	100
酸化いおう(SO <sub>2</sub> )		100	100.0	100	100
一酸化炭素(CO)		100	100.0	100	100
③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]					
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	-	81.1	85.1	83.7	100
浮遊粒子状物質(SPM)		96.1	92.8	92.1	100

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①③大気の大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25)
- ①～③二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環告38)
- ①ベンゼン等による大気の大気汚染に係る環境基準について(平成9年環告4)
- ①中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第7次答申)」(平成15年7月)
- ①中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第8次答申)」(平成18年11月)

達成目標【大気生活環境の保全】

指標名	基準値	H16年度	H17年度	H18年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①騒音に係る環境基準達成率(一般地域)[%]	-	73.9	77.8	79.3	100
②騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)【達成割合(%) / (評価対象:千戸)】	-	81.4/2,663	84.4/2,914	85.4/3,292	100 (H21年度)
③航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)[%]	-	71.8	73.2	71.6	100
④新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)[%]	-	38.4	38.5	41.4	100

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①②騒音に係る環境基準について(平成10年環告64)
- ③航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環告154)
- ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環告46)

達成目標【水環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
①健康項目基準達成率[%]	-	99.3	99.1	99.3	100
②生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%]	-	85.2	83.4	86.3	100
③瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	67/87	74/97	70/95	100/100 (各年度)
④瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	67/88	74/98	71/95	100/100 (各年度)
⑤大阪湾における水質環境基準達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	67/67	67/67	67/100	100/100 (各年度)
⑥東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	63/50	63/67	68/67	100/100 (各年度)
⑦伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	50/43	50/71	44/43	100/100 (各年度)
⑧有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	80/60	87/60	87/40	100/100 (各年度)
⑨八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]	-	71/100	64/100	64/100	100/100 (各年度)
⑩東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(COD、全窒素、全燐の順)[ト/日]	-	(H11 年度)	(H16 年度)		(H21 年度)
		1,140	958.0	-	897
		993	813.0	-	787
		76.7	56.7	-	53
⑪赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件]	-	118/38/14	115/35/16	94/29/15	-
⑬地下水基準達成率[%]	-	92.2	93.7	-	100
⑭年間2cm以上の地盤沈下面積[km <sup>2</sup> ]	-	176	4.0	-	0

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ⑩水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針

達成目標【土壌環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
①農用地土壌汚染対策地域の指定解除率[%]	-	85	85	85	100
②土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率[%]	-	100	100	100	100
③ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率[%]	-	50	60	80	100

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
- ②土壌汚染対策法
- ③ダイオキシン類対策特別措置法

達成目標【ダイオキシン類・農薬対策】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
①ダイオキシン類排出総量削減率(H15 年比(H15 年以前は H9 年比))[%]	372~400g- TEQ/年 (H15)	10	13	20	約 15 (H22 年)
②ダイオキシン類に係る環境基準達成率[%]					
大気	-	100	99.9	100	100
公共用水域水質		97.9	98.0	97.9	100

公共用水域底質		99.7	99.6	99.7	100
地下水質		99.9	100	99.9	100
土壌		100	99.8	100	100
③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数]	0 (H17年)	—	0	1	300 (H22年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
- ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準(平成17年4月施行)

<b>施策名</b>	廃棄物・リサイクル対策の推進
<b>施策の概要</b>	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  <b>【国内及び国際的な循環型社会の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的に進めており、物質フロー指標(資源生産性、循環利用率、最終処分量)については、着実な進展が見られ、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。また、策定から5年目を迎えたため、本計画の見直しを行った。具体的には、総務省による「リサイクル対策に関する政策評価」(平成 19 年8月)も踏まえ、物質フロー指標及び取組指標に係る目標値の強化・拡充等を図るとともに、低炭素社会等の構築に向けた取組の統合、地域や国際的な循環型社会構築に向けて重点的に取り組むこととした。</li> <li>○ とりわけ、国際的な循環型社会形成については、平成 19 年9月に、OECDにおける物質フロー分析及び資源生産性に関する取組において、OECD—ジャパンセミナーをOECDと共催するなど資源生産性の指標導入に関する国際的な議論をリードした。また、「3Rイニシアティブ」の下で、「第2回アジア3R推進会議」の実施等を通じて、アジアにおける循環型社会形成を推進するとともに、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展しており、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</li> </ul> <p><b>【循環資源の適正な3Rの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は増加傾向にあり、これに伴い分別収集量も増加している。家電リサイクル法については、再商品化義務率を大幅に超えた高率の再商品化が実施されている。食品リサイクル法については、旧基本方針に定められていた再生利用等実施率を平成 18 年度までに 20%にするという目標を各業種の平均では満たしているが、平成 19 年に改定した新基本方針においては、平成 24 年度における業種別の目標値が新たに盛り込まれており、その達成に向け更に取り組んでいくことが必要である。建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成 22 年度の目標値を上回っており、木材については平成 22 年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。</li> </ul> <p>以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p> <p><b>【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成 12 年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。目標達成に向けて着実に進展している。</li> </ul> <p><b>【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年度に比べ、産業廃棄物の排出量は若干増加したが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB廃棄物の処理については、平成 28 年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制の整備が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ 759 件増加し、1,409 件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約5%から約9%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け一定の成果が得られた。</li> </ul> <p><b>【廃棄物の不法投棄の防止等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不法投棄対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて着実に進展している。</li> <li>○ 国際的な循環型社会形成については、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。</li> </ul> <p><b>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浄化槽の普及率については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいないことにより、平成 15 年度から平成 18 年度までの推移を見ると、8.1%から 8.8%へと向上したにとどまっており、目標の達成はかなり困難な状況にある。ただし、浄化槽の普及率が上昇していること、浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村が、前年度とほぼ同数であることから、効率的な生活排水対策が着実に進展している。</li> </ul> <p>なお、指標①の浄化槽の普及率については、浄化槽の整備について単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、面的整備の一層の推進を図ることにより、引き続き上昇を図るものとする。</p> <p><b>(必要性)</b>  <b>【国内及び国際的な循環型社会の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、我が国の経済社会活動を循環型に変え、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することが必要である。</li> <li>○ 平成 20 年3月に変更し、閣議決定した、「循環型社会形成推進基本計画」に基づく各種施策を推進しつつ、進捗状況や目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図ることが必要である。また、3Rの推進と適正処理の実施など、常に持続可能な</li> </ul>

社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統合的に進めることが必要である。

- また、世界的に資源制約が顕在化しつつあり、循環資源の価値が近年に高まる中、国際的に連携をとり、国際社会と協力し合いながら、3Rの推進等を通じて、国際的にも循環型社会を形成する必要がある。

#### 【循環資源の適正な3Rの推進】

- 廃棄物の排出量が高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。

#### 【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

- 近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。
- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。
- このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。
- 国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。
- また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成19年6月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。
- 平成17年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度(平成2年度)に比べ、約3割増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

#### 【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

- 廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。
- これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を構築する基盤となる。
- また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのあるPCB廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国としてPCB廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。
- 石綿含有産業廃棄物は、建築物等の解体に伴って、今後大量に発生することが予想され、これらを円滑に処理するために十分な処理体制を確保することが必要である。

#### 【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の不適正処理や不正輸出は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。現在の状況としては、種々の施策を講じた結果、新規発覚の件数及び投棄量は減少傾向にあるが、依然として不法投棄の撲滅には至っておらず、今後も撲滅に向けた未然防止対策が必要である。
- 循環型社会の形成に当たっての前提となる廃棄物の適正処理の確保に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。
- 廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。

#### 【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 公共用水域の保全に対しては公的な対応が必要であり、水質汚濁の大きな要因となっている生活排水対策のための污水处理施設の整備が重要である。
- 污水处理施設の整備方策としては、集合処理、個別処理の方法があるが、中小市町村での污水处理施設の整備が喫緊の課題となる中で、個別処理であることからそのような地域で効率的な整備が可能な浄化槽の役割は高い。
- 平成18年度末で全国に600万基あるとされている単独処理浄化槽については、浄化槽管理者が保守点検や法定検査を行っていないことも多く、公共用水域の保全上、合併処理浄化槽への転換が急務である。
- 平成19年1月に中央環境審議会浄化槽専門委員会において取りまとめられた「浄化槽ビジョン」においても、浄化槽の面的整備を推進するための浄化槽整備区域の設定や浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理を確実にするための法定検査の適正な実施等、浄化槽の普及促進や適正な維持管理の推進に係る施策の必要性が確認されている。

#### (効率性)

#### 【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画

の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。

- 国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるように対象を絞って効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表、地方環境事務所による説明会により施策の状況を国民に紹介している。
- アジア等における3Rの推進に関しては、国連環境計画等の国際機関が実施する活動との連携・協力を図っているほか、我が国の関連学界、団体等の知見・経験・人材を活用して、効率的に推進している。

#### 【循環資源の適正な3Rの推進】

- 環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。
- 地方環境事務所と連携し、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の監視・指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。

#### 【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

- 一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。
- 循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供したところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。
- 廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。

#### 【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

- 産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及びPCB処理施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。
- その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。

#### 【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の廃棄物の不適正処理によって生じた生活環境保全上の支障の除去を行うには、巨額の費用(例えば、豊島の事案であれば約450億円、青森・岩手県境の事案であれば約650億円が見積もられている)が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、早期発見や対応及び、未然防止対策を重点化していくことが効率的である。
- 不法輸出入等は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており(例えば、平成16年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止)、そのような事態を避けるためにも、不法輸出入防止対策を講ずることは効率的。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方事務所を活用し迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。

#### 【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 浄化槽の整備については、中山間地域等、他の污水处理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。
- これまで污水处理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多いと考えられる。
- 浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。
- 浄化槽市町村整備推進事業(PFI事業)においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している。

#### (有効性)

#### 【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 資源生産性及び循環利用率が年々上昇するとともに、最終処分量が着実に減少しており、循環型社会の構築という目標に向けて進展している。
- 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた進捗を定量的に把握するとともに、その要因を解析することで、具体的な施策への反映も可能となっている。こうした結果は年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには環境・循環型社会白書として環境省ホームページに公表している。
- なお、平成19年版環境・循環型社会白書本体が約1.6万部、平成19年版図で見る環境・循環型社会白書が約3.8万部発行されている。平成19年度のインターネット(白書部分)のアクセス件数は約35万件である。国が発行している白書の中でも、大変好評をいただいている白書の一つであると認識している。
- 循環型社会形成基本計画の見直しにおいて、補助指標や推移をモニターする指標の充実を図ったことにより、循環型社会の形成に向けた進捗を的確に反映させることが可能となっている。
- 3Rイニシアティブの推進により、G8各国はもとより、アジア等の途上国において、情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上の取組が進展している。

#### 【循環資源の適正な3Rの推進】

- 容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成9年度の約125万トンから平成18年度には約281万トンと増加している。また、個々の特定事業者においては、ペットボトルの薄肉化等により容器包装を減量化した

り、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっているものと考えられる。さらに、平成 19 年4月に改正容器リサイクル法の一部施行や普及啓発事業の展開により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組が進展した。

- 家電リサイクル法について、平成 19 年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は 12,114 千台(前年度比約 4.3%増)であり、法施行7年目も全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。さらに、家電リサイクル制度の評価・検討を行い、家電リサイクル法ルートによるリサイクルのより一層の促進を図るため、小売業者に対するチェック体制の強化や新規品目の追加等を内容とする報告書を取りまとめた。
- 食品リサイクル法について、業種ごとに再生利用等の進捗が異なることから、それぞれの業種の状況に即して再生利用等の促進が図られるよう、基本方針において食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業といった業種別に再生利用等の目標値を定めた。また、事業者の判断基準において、事業者ごとの毎年の再生利用等実施率の向上目標値を設定した。
- 建設リサイクル法について、特定建設資材の再資源化等の実施率は順調に推移しているが、建設廃棄物のリサイクルの更なる促進のため、建設リサイクル法の評価・検討を開始した。
- 自動車リサイクル法について、自動車破砕残さ及びガス発生器の再資源化率(平成 18 年度)はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。
- 資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率(平成 18 年度)についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。

#### 【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

- 一般廃棄物(ごみ)の排出量は、総量及び国民 1 人当たりの排出量ともに平成 12 年度以降減少する傾向(平成 18 年度は前年度に比べ、それぞれ 70 万トン、15g/日減少)にある。
- 一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加(平成 18 年度は前年度に比べ、0.6%増加)しており、今後各種リサイクル法に基づく取組や生ごみ等の廃棄物系バイオマスの利活用の推進により、更に増加することが予想される。
- 一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少(平成 18 年度は前年度に比べ、53 万トン減少)しているが、残余容量は約 418 万 m<sup>3</sup>減少しており、地域によっては最終処分場がひっ迫している場合があることから、市町村は一般廃棄物処理の3R化を進める必要がある。
- 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成 12 年9月策定の目標が達成されたことを受け、17 年6月に 22 年末の新たな削減目標値(51g-TEQ)を定めたところであり、18 年(18 年4月1日から 19 年3月 31 日まで)も 17 年に比べ排出量を 8g-TEQ 削減した。
- ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向にとどまっている。温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成 20 年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標(2,500MW)を設定した。
- 一般廃棄物処理施設等については、平成 17 年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成 19 年度には、新たに 71 の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。
- 法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。

#### 【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

- 産業廃棄物については、鉄鋼業などからの排出増により平成 17 年度における排出量は 422 百万トンであり、前年度よりやや増加しているものの、基準年と比べるとほぼ横ばい(基準年の約 3%増)である。また、再生利用率は約 0.6 ポイント増の 51.9%(目標値 47%以上)と順調に増加し、最終処分量についても 24 百万トン(目標値 30 百万トン以下)と順調に減少している。以上の指標の基準値、経年変化、目標年及び目標値を総合的に勘案すれば、着実に目標達成に向け概ね進展しているが、引き続き発生抑制に取り組んでいく必要がある。
- 産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減しており、平成 18 年度においては前年度の排出量より 11g-TEQ 削減した。
- PCB廃棄物の処理については、北九州市、豊田市、東京都、大阪市、室蘭市における処理施設の立地及び全国的な処理体制が具体化し、平成 16 年 12 月には北九州市、平成 17 年9月には豊田市、同年 11 月には東京都、平成 18 年 10 月には大阪市において、それぞれPCB廃棄物の処理施設の整備を完了し、処理を開始した。また、室蘭市においても平成 20 年5月から処理を開始しており、平成 28 年7月までに処理完了という目標達成に向けた体制の整備が着実に進展している。なお、これまでの処理量は平成 17 年度が 2,800 台、平成 18 年度が 5,024 台である。
- 石綿含有廃棄物の処理については、平成 18 年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。
- 法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。

#### 【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄対策として、①地域における意識の向上、②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成 16 年度に策定している。このほか、廃掃法の改正や排出事業者責任の強化等も行っており、その結果、平成 18 年度の新たな不法投棄件数は 554 件、投棄量は 13.1 万トンであり、不法投棄量は目標値(基準年の値をおおむね半減)を達成し、不法投棄件数は目標値(基準年の値をおおむね半減)達成に向けた取組を実施中である。
- また、平成 16 年6月の不法投棄撲滅アクションプランに基づき不法投棄ホットラインを設けて不法投棄に関する国民からの情報を受け付けており、寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法

な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。

- 不法投棄撲滅に向けた対策として、平成 19 年度より、5月 30 日から6月5日までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」をして設定し、国と自治体等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止対策を実施し不法投棄の撲滅を目指している。
- 都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成 10 年6月以降に不適正処分された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進センター基金の補助により、平成 19 年度末までに延べ 72 件の事案の支障の除去、適正処理等を行った自治体に対し代執行経費の支援を行った。平成 10 年6月以前に不適正処分された事案に関しては、平成 15 年6月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成 19 年度末までに 10 事案について県が定めた実施計画に環境大臣が同意し、自治体への支援を実施している。
- 廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施、事前相談の実施、立入検査等により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。
- アジア地域における情報交換体制(ネットワーク)の構築を進め、アジア各国の「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」担当者によるワークショップの開催及びウェブサイト運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物の不法輸出入を抑制した。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の推移から、生活排水が適正に処理され、健全な水循環が確保されるものと考えられる。
- 平成 18 年度末の浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)は 8.8%となっており、前年度より上昇している。
- 浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村も 42 都道府県 211 市町村(H18 年度)から 41 都道府県 212 市町村(H19 年度)となり、前年度とほぼ同数の市町村が当該事業を実施している。

(反映の方向性)

- 低炭素型の地域づくりに配慮し、地域の特性等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築やリデュース・リユースを重視した3Rの取組に関して、環境負荷や実態等を調査しつつ国民運動の推進を行う。また、物質フロー指標に係る情報の的確な把握のため、第2次循環型社会形成推進基本計画において盛り込まれた補助指標等を中心に定量情報の整備、拡充を行うとともに、業務の強化に対応した定員要求を行う。さらに、国際的な知見の集積等による、比較可能な資源生産性、循環利用率、最終処分量等の検討を行い、国際的な循環型社会の構築に向けて、我が国の制度・技術・経験の国際展開などにより大きな貢献を果たす。廃棄物発電の導入や、廃棄物系バイオマスの有効活用などを通じて、循環型社会と低炭素社会の統合的取組を進める。
- 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、循環交付金の活用等により、市町村における一般廃棄物の3R・エネルギー回収等を推進し、循環型の地域づくりを実現する。
- 危険性、有害性等を理由に市町村において処理が行われていない品目(農薬及び塗料)について、処理実態を把握し、必要と認められる品目について適正処理システムの確立のための検討を行う。
- 建設リサイクル・自動車リサイクルについて、制度の見直しを行う。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、製品中の希少金属の回収・リサイクルと有害物質処理について検討を開始する。
- 産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB汚染物処理施設の整備推進等のPCB処理推進方策及び石綿含有廃棄物の新たな処理技術についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。不服審査のための業務の強化を図る。
- 不法投棄対策について、支障除去事業を着実に進めるとともに、今後の未然防止対策の強化・推進を図るため、都道府県等との情報共有等、不法投棄の監視・即応対策の強化を図る。
- 2008 年5月のG8環境大臣会合で合意した神戸3R行動計画及び我が国が発表した新ゴミゼロ国際化行動計画を踏まえて、アジア地域を中心に、我が国の経験、技術、システムを生かしつつ、二国間・多国間協力を進める。「アジア低炭素・循環型社会構築力向上プログラム」を推進する。また、税関との連携やアジア各国との連携体制の強化等により廃棄物等の不法輸出入対策の強化を図りつつ、国際資源循環を推進する。
- 単独処理浄化槽からの転換整備に対して助成を行う等により、合併処理浄化槽への転換を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

別紙のとおり

政策評価の結果の政策への反映状況

- 低炭素型の地域づくりに配慮し、地域の特性等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築やリデュース・リユースを重視した3Rの取組に関して、環境負荷や実態等を調査しつつ国民運動の推進を行う。また、物質フロー指標に係る情報の的確な把握のため、第2次循環型社会形成推進基本計画において盛り込まれた補助指標等を中心に定量情報の整備、拡充を行うとともに、業務の強化に対応した定員要求を行った。さらに、国際的な知見の集積等による、比較可能な資源生産性、循環利用率、最終処分量等の検討を行い、国際的な循環型社会の構築に向けて、我が国の制度・技術・経験の国際展開などにより大きな貢献を果たす。廃棄物発電の導入や、廃棄物系バイオマスの有効活用などを

	<p>通じて、循環型社会と低炭素社会の統合的取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素型「地域循環圏」整備推進事業 64 百万円[新規]</li> <li>・リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム推進費 18 百万円</li> <li>・循環型社会形成推進基本計画フォローアップ経費 34 百万円</li> <li>・第2次循環基本計画物質フロー指標分析高度化調査 27 百万円[新規]</li> <li>・定員要求1名増</li> </ul> <p>○ 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、循環交付金の活用等により、市町村における一般廃棄物の3R・エネルギー回収等を推進し、循環型の地域づくりを実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進交付金(公共) 38,928 百万円(前年度予算額 36,092 百万円)</li> </ul> <p>○ 危険性、有害性等を理由に市町村において処理が行われていない品目(農薬及び塗料)について、処理実態を把握し、必要と認められる品目について適正処理システムの確立のための検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正処理困難物の最適回収・処理システム開発調査 2 百万円</li> </ul> <p>○ 建設リサイクル法について、制度見直しのための検討を行い、平成 20 年 12 月に取りまとめがまとまった。自動車リサイクル法についても、現在、制度見直しのための検討を行っているところである。家電リサイクル法については、平成 20 年 12 月に施行令を改正し、対象機器(液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機)を追加するとともに<b>再商品化等基準の引き上げ等を行った</b>。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、法令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行った。また、国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、使用済小型家電からの希少金属の回収・リサイクルと有害物質処理について検討を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費 100 百万円[新規]</li> </ul> <p>○ 産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB汚染物処理施設の整備推進等の PCB 処理推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。不服審査のための業務の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理業優良化推進事業費 33 百万円(前年度予算額 50 百万円)</li> <li>・IT を活用した循環型地域づくり基盤整備事業費 159 百万円(前年度予算額 155 百万円)</li> <li>・PCB 廃棄物処理のための拠点施設整備事業 6,300 百万円(前年度予算額 13,644 百万円)</li> <li>・安全・安心な最終処分場の計画的確保事業 7 百万円[新規]</li> <li>・定員要求1名増</li> </ul> <p>○ 不法投棄対策について、支障除去事業を着実に進めるとともに、今後の未然防止対策の強化・推進を図るため、都道府県等との情報共有等、不法投棄の監視・即応対策の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星画像等を使った不法投棄の未然防止対策 16 百万円[新規]</li> </ul> <p>○ 2008 年5月のG8環境大臣会合で合意した神戸3R行動計画及び我が国が発表した新ゴミゼロ国際化行動計画を踏まえて、アジア地域を中心に、我が国の経験、技術、システムを生かしつつ、二国間・多国間協力を進める。「アジア低炭素・循環型社会構築力向上プログラム」を推進する。また、税関との連携やアジア各国との連携体制の強化等により廃棄物等の不法輸出入対策の強化を図りつつ、国際資源循環を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 153 百万円[新規]</li> <li>・UNEP「持続可能な利用に関する国際パネル」支援 18 百万円</li> <li>・アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 28 百万円[新規]</li> </ul> <p>○ 単独処理浄化槽からの転換整備に対して助成を行う等により、合併処理浄化槽への転換を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進交付金(浄化槽分) 14,344 百万円(前年度予算額 13,040 百万円)</li> </ul> <p>このうち、浄化槽整備区域促進特別モデル事業として、単独処理浄化槽からの転換や特定の浄化槽設置に関しては、助成率を 1/3 から 1/2 に引き上げる。</p>
--	---

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 169 回国会 施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>&lt;第五「低炭素社会」への転換&gt;</p> <p>我が国を低炭素社会に転換していくためには、ライフスタイル、都市や交通の在り方など社会の仕組みを根本から変えていく必要があります。</p>

## 達成目標【国内及び国際的な循環型社会の構築】

指標名	基準値 (年度)	H16年度	H17年度	H18年度	目標値 (年度)
①資源生産性[万円/ト]	約 26 (H12年度)	約 31	約 33	約 35	42 (H27年度)
②循環利用率[%]	約 10 (H12年度)	約 12	約 12	約 13	14~15 (H27年度)
③最終処分量[百万ト]	約 56 (H12年度)	約 35	約 32	約 29	23 (H27年度)

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

○ 第二次循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月)

## 達成目標【循環資源の適正な3Rの推進】

指標名	基準値 (年度)	H16年度	H17年度	H18年度	目標値 (年度)
①容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]					
無色のガラス製容器	-	347	342	339	356(計画値) (H24年度)
茶色のガラス製容器		301	293	292	307(計画値) (H24年度)
その他のガラス製容器		166	174	181	184(計画値) (H24年度)
紙製容器包装		69	71	82	171(計画値) (H24年度)
ペットボトル		238	252	268	340(計画値) (H24年度)
プラスチック製容器包装		471	559	609	1,004(計画値) (H24年度)
鋼製容器包装		362	330	305	307(計画値) (H24年度)
アルミニウム製容器包装		139	140	134	152(計画値) (H24年度)
段ボール		547	555	584	781(計画値) (H24年度)
飲料用紙製容器		16	16	16	28(計画値) (H24年度)
②家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%]					
家庭用エアコン	-	82	84	86	60(各年度)
テレビ		81	77	77	55(各年度)
冷蔵庫・冷凍庫		64	66	71	50(各年度)
洗濯機		68	75	79	50(各年度)
③食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]					
食品製造業	-	45	52	53	-
食品卸売業		72	81	81	85(H24年度)
食品小売業		41	61	62	70(H24年度)
外食産業		28	31	35	45(H24年度)
④建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%]					
コンクリート塊	-	-	98	-	95(H22年度)
アスファルト・コンクリート塊		-	99	-	95(H22年度)
建設発生木材		-	91	-	95(H22年度)
⑤資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%]					
デスクトップ	-	76.9	75.2	76.0	50(各年度)
ノートブック		54.8	53.2	54.7	20(各年度)

ブラウン管式表示装置		73.9	76.9	75.8	55(各年度)
液晶式表示装置		64.2	66.3	68.9	55(各年度)
ニカド電池		73.7	73.2	73.3	60(各年度)
ニッケル水素電池		76.8	76.5	76.6	55(各年度)
リチウムイオン電池		55.1	63	62.2	30(各年度)
小形制御弁式鉛蓄電池		50	50	50.0	50(各年度)
⑥自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器(エアバッグ等)の再資源化率[%]					
自動車破砕残さ	-	-	48.0～ 70.0	63.7～ 75.0	30(各年度)
ガス発生器(エアバッグ類)	-	-	93.0～ 94.7	93.5～ 95.1	85(各年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①、⑦容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項の規定
- ②特定家庭用機器再商品化法施行令
- ③食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針
- ④特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針
- ⑤パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
- ⑥使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

達成目標【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

指標名	基準値 (年度)	H16年度	H17年度	H18年度	目標値 (年度)
①一般廃棄物の排出量[百万トﾝ](国民1人当たり[g/日])	52 (H19年度)	53(1,146)	53(1,131)	52 (1,116)	50 (H24年度)
②一般廃棄物のリサイクル率[%]	20 (H19年度)	18	19	20	25 (H24年度)
③一般廃棄物の最終処分量[百万トﾝ]	12 (H9年度)	8.1	7.3	6.8	6.4 (H22年度)
④一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]	71 (H15年度)	64	62	54	51 (H22年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①～③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画

達成目標【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

指標名	基準値 (年度)	H15年度	H16年度	H17年度	目標値 (年度)
①産業廃棄物の排出量[百万トﾝ]	410 (H9年度)	412	417	422	458 (H22年度)
②産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率[%]	41 (H9年度)	48.9	51.3	51.9	47 (H22年度)
③産業廃棄物の最終処分量[百万トﾝ]	66 (H9年度)	30	26	24	30 (H22年度)
④産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]	1,505 (H9年)	(15年) 74	(16年) 69	(17年) 73	50 (H22年)
⑤高圧トランス等(PCB廃棄物)の保管量[万台]	24 (H13年度)	27	28	集計中	0 (H28年)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①～③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
- ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

達成目標【廃棄物の不法投棄の防止等】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
①産業廃棄物の不法投棄件数[件]	1,049 (H11 年度)	673	558	554	H11 年度に対し概ね半減 (H22 年度)
②産業廃棄物の不法投棄量[百万ト]	43.3 (H11 年度)	41.1	17.2	13.1	
③5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数[件]	(H11 年度)	7	7	4	0 (H21 年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①～③不法投棄撲滅アクションプラン

達成目標【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
浄化槽の普及率[%]	-	8.4	8.6	8.8	11 (H19 年度末)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- 各浄化槽整備事業毎に過年度一定期間の新設基数等の平均伸び率の算出を基に設定

<p><b>施策名</b></p>	<p>生物多様性の保全と自然との共生の推進</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。</p> <p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  <b>基盤的施策の実施及び国際的取組】</b>  ○ 新・生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供、国民への普及広報の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。  ○ 生物多様性条約第10回締約国会議の招致に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進した。  ○ 自然環境の状況や社会経済の変化を施策に反映させるため、新・生物多様性国家戦略を見直し、第三次生物多様性国家戦略を策定した。</p> <p><b>【自然環境の保全・再生】</b>  ○ 原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。なお、自然再生推進法については、法施行後5年を経過したことを受け、自然再生事業の進捗状況について検証した。</p> <p><b>【野生生物の保護管理】</b>  ○ レッドリストの第2次見直し作業を終了し、その成果を社会に広く公表した他、保護増殖事業の推進、緊急指定種の指定、国指定鳥獣保護区の指定などの各種施策を推進するとともに、外来生物法に基づき特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を上げた。また、鳥獣保護法に基づく狩猟鳥獣の追加等が行われ、人と鳥獣の関係の再構築に向けた進展があった。</p> <p><b>【動物の愛護及び管理】</b>  ○ 動物愛護管理に対する普及啓発の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、所有者明示を推進するためのパンフレットの作成・配布及び動物愛護センター等に収容された犬ねこの殺処分数を減少させていくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、都道府県による犬ねこの引取数が減少の傾向を維持する等、人と動物との共生など目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。  ○ 平成19年3月、米国において有害物質が混入したペットフードに起因し多数の犬ねこに健康被害が生じ社会問題となったこと等を踏まえ、平成20年3月、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」を国会に提出し、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。</p> <p><b>【自然とのふれあいの推進】</b>  ○ 自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、自然とのふれあいの場の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にす気持ちの育成が図られた。  ○ 議員立法により「エコツーリズム推進法」(平成19年6月27日公布)が制定され、エコツーリズムに関する一定のルールが確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。  ○ 2度にわたる温泉法の一部改正等により、温泉資源保護対策、国民の温泉に対するニーズに対応するための情報提供の充実、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策など、温泉行政に関する制度の見直しについて大きな進捗が見られた。</p> <p><b>(必要性)</b>  <b>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</b>  ○ 生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存が確保された「自然と共生する社会」を構築するために、新・生物多様性国家戦略(平成14年3月策定)を改定した第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月)に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。  ○ 生物多様性の保全は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的連携の強化を図るとともに、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮していく必要がある。</p> <p><b>【自然環境の保全・再生】</b>  ○ 自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。  ○ 特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。  ○ 生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。  ○ かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた</p>

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

自然の再生・修復を行っていくことが必要である。

【野生生物の保護管理】

- 野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。
- 特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による農林業等の被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえ、国による当該施策の必要性は高い。

【動物の愛護及び管理】

- 都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。
- 動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいく必要がある。
- ペットフードの安全性の確保に関しては、これまで規制する法律がなく、問題発生の防止及び問題が発生した場合の迅速な対応のためには法規制が必要である。

【自然とのふれあいの推進】

- 環境問題への関心の高まりに加え、余暇時間の拡大、都市化や高齢化の進行等により、優れた自然風景や野生生物等とのふれあいを求める国民のニーズが高まっており、これらニーズに対応する施策の必要性は高い。
- 自然とのふれあいについては、資源を持続的に保全しつつ、利用の質の向上を図るために行政の継続的な支援や普及・啓発等が不可欠である。今後とも、人材育成や自然体験活動のよりよい手法の模索等、質の高い自然ふれあい活動の提供を行っていくことが必要である。
- 利用の基盤となる公益性の高い施設整備を行政が行い、その他の収益性のある事業を民間団体が国等の認可を受けて実施している。また、国立公園の利用拠点等の整備を国が直轄事業として実施し、国立公園の利用拠点等の整備を地方公共団体が実施している。以上の役割分担のもと、行政が担うことが必要な範囲で施設整備を行っている。
- 国民の温泉への関心が高まる中、温泉資源保護対策や温泉の掲示内容等に関する多様なニーズへの的確かつ迅速な対応を図ること、また、温泉地を訪れる国民に自然資源である温泉の利用を広く享受させるための基盤を整えるなど、国による施策の必要性は高い。
- 国民の安全・安心の確保のため、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止について、国による施策が必要である。
- 保護、災害の防止及び適正な利用によって確保される自然資源であり観光資源でもある「温泉」の恵沢は、国民の公共の福祉の増進に寄与するものであり、国が全国的な見地から調査研究を実施する必要がある。

(効率性)

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 新・生物多様性国家戦略、第三次生物多様性国家戦略では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。

【自然環境の保全・再生】

- 我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。
- 湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていき当たり、浅海域調査等の結果を活用して、沿岸域などの保全地域以外の湿地等も含めて湿地保全等に係る検討を進めることは効率的かつ効果的である。
- 自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。
- 自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO等が主体となった自然再生を効率的に推進している。

【野生生物の保護管理】

- 野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。
- 特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進により外来生物等の対策の効率性が高まる。

【動物の愛護及び管理】

- 動物の愛護と適正な管理について、動物愛護週間中央行事の開催やパンフレットの配布等を環境省(地方環境事務所を含む)、地方公共団体だけでなく、民間団体と連携して行い、また、政府広報やテレビ、ラジオ等の多種の媒体を積極的に活用することで、より多くの国民に向け、効率的に普及啓発を行うよう努めた。

○ 再飼養支援データベース・ネットワークシステムについては、地方公共団体や民間団体等との役割分担のもと、インターネット等の情報システムを活用して効率性の向上に努めた。

○ 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」は、全国に広く流通するペットフードの安全性を効率的に確保するため、農林水産省と共管とし、両省の地方支分局を活用し運用することとしている。

#### 【自然とのふれあいの推進】

○ 自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、Web サイトエントラー総覧のアクセス件数の増加に見られるように情報の提供とサポートの効率性を高めている。

○ 施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施し、コスト面からも有効性の高い効果がある事業を実施するなど、事業実施に当たっての効率性の向上に努めている。

○ 温泉行政に関する制度の見直しやわかりやすい掲示方法・掲示内容の検討など国民の温泉に対するニーズの多様化に対応した施策を推進することにより、自然資源である「温泉」を利用した国民保養温泉地等における宿泊利用人員数を維持するとともに、温泉の資源保護、可燃性天然ガスによる災害対策や適正利用の効率性を高めている。

#### （有効性）

#### 【基盤的施策の実施及び国際的取組】

○ 生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報として、植生、動植物分布、浅海域データ等が着実に蓄積され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的な事業の実施に寄与できた。

○ モニタリングサイトの設定について、目標年である平成 19 年度に目標値を達成するなど、目標達成に向け進展があった。

○ 自然環境の状況や社会経済の変化を施策に反映させるため、新・生物多様性国家戦略を見直し、第三次生物多様性国家戦略を策定した。

○ サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。特に、平成 18 年 11 月には日豪政府の主導により「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が発足し、アジア太平洋地域における渡り鳥保全にかかる国際協力体制が強化され、地球規模の生物多様性の保全に寄与できた。

○ 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)総会を我が国で開催(平成 19 年4月:東京)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。

#### 【自然環境の保全・再生】

○ 国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、34 地域であり、全地域(57 地域)で点検を実施するという目標に対して 60%の達成率となっている。引き続き、点検の着実な実施に向け、土地所有者等の関係者との調整を進める。

○ 平成 19 年8月、日光国立公園の尾瀬地域に会津駒ヶ岳及び田代山・帝釈山周辺地域を併せた 37,200ha の地域を尾瀬国立公園として、丹後半島の海岸部、半島中央の世屋高原及び半島南部の大江山連峰から成る 19,023ha の地域を丹後天橋立大江山国定公園として指定した。国定公園では 17 年ぶり、国立公園では 20 年ぶりとなる新規指定であり、これで我が国の国立公園の数は 29、国定公園の数は 56 となった。公園区域及び公園計画の見直しについて、平成 19 年度は、8つの国立・国定公園において行った。これらの見直しでは、西表国立公園における石垣島地域の公園区域への編入とそれに伴う西表石垣国立公園への名称変更、その他2つの国立・国定公園において公園区域及び特別保護地区が拡張された。これにより、国土全体の9%が国立・国定公園に指定され、優れた自然の風景地や当該地における生物多様性保全が図られている。

○ 平成 19 年9月1日より、吉野熊野国立公園の西大台地区において、全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始し、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を始めた。

○ グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトゲ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。

○ 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットやDVDを作成した。

○ 世界自然遺産「知床」については、平成 19 年 12 月、「海域管理計画」を策定するとともに、平成 20 年2月、ユネスコ世界遺産センターより保全状況に関する調査団を招聘し、取組状況等を説明するなど、世界遺産登録の際に受けた勧告に、着実に対応した。

○ 里地里山等については、里地里山保全・再生モデル事業を通じ、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークが形成された。

○ 海域については、「国立・国定公園海域保全方策検討業務」を実施し、海域の国立・国定公園の現状と保全上の課題等を整理し、必要な対策を検討するための基礎的情報を収集した。

#### 【野生生物の保護管理】

○ レッドリストの改訂と、継続的な調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進展が見られた。

○ レッドリストを踏まえた各種保護活動の結果、サクラソウ、アサザがVU(「絶滅危惧Ⅱ類」:絶滅の危険が増大している種)からNT(「準絶滅危惧」:現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)に変更されるなど絶滅のおそれのランクが下がった種が見られた。

○ 緊急指定種の指定、生息域外保全等の保護増殖事業の推進などにより、希少野生動植物の保護施策に進展が見られた。

- 狩猟鳥獣へのカワウの追加、狩猟鳥獣であるウズラについての5年間の捕獲等の禁止等、鳥獣保護法に基づく狩猟鳥獣とその捕獲規制に係る見直しを行うなど、野生鳥獣の保護管理上進捗が見られた。
- カルタヘナ法に基づいて遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等が生態系を攪乱する等の生物多様性への影響の防止が図られた。
- 外来生物法に基づいて、特定外来生物の輸入の制限、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)等の対策が進捗し、外来生物による生態系等への被害の防止が図られた。

#### 【動物の愛護及び管理】

- 以下の取組を通じ、都道府県等による犬ねこの引取数の減少傾向を維持する等の成果が得られた。
  - ・ 動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物の愛護や動物による迷惑防止等の啓発ポスターを作成することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解の深化を図った。
  - ・ 都道府県等の動物愛護管理行政担当職員の知識、技能の向上を図ることを目的とした講習会を実施した。
  - ・ 都道府県等における引取動物や収容動物の譲渡及び返還の促進のためのインターネットを活用した広域的なデータベース・ネットワークシステムの運用や、適正譲渡講習会の実施やDVD教材の作成等により、動物の終生飼養を推進した。
  - ・ 改正動物愛護管理法の内容についての周知・普及を行い、動物愛護管理基本指針のフォローアップ・改定及び施策の推進を図るための基礎的なデータの収集に着手することにより、改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用に向け取り組んだ。
- ペットフードの安全性の確保のため「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」を国会に提出した。本法案が施行されれば、ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者に対し必要な規制をかけ、ペット(犬及びねこ)の健康を保護することが可能となる。

#### 【自然とのふれあいの推進】

- エコツアー総覧アクセス件数は、増加(H17年度:606,977件 → H19年度:871,229件)し、多くの国民に対して情報の提供を行っている。
- 自然公園指導員やパークボランティアなど、自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、都道府県等に自然に親しむ期間中の自然とのふれあいの推進を呼びかけ、自然観察会の実施、ホームページでの情報の提供等、自然への理解と関心を高めるための取組を積極的に実施し、自然ふれあい活動に寄与している。
- エコインストラクターの育成やセミナー等の開催を通じ、エコツーリズムの取組を支援し、優れたエコツーリズムが実践される土台づくりに努めている。エコツーリズムの実践により、旅行者や住民の意識が高まり、環境保全はもとより、新たな観光需要を起こす観光振興、雇用の確保や経済普及効果による地域振興、環境教育の場としての活用など、様々な効果に寄与している。
- 自然公園の利用者数は年間延べ9億人を超えており、快適な利用施設を整備する等の事業は、自然学習・体験に積極的に参加する動機付けとなることから、自然とのふれあいの推進に有効な施策である。
- 定期的な温泉成分の分析とその結果に基づく掲示の更新等を内容とする温泉法等の改正、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止を内容とする温泉法の改正、及び温泉利用基準の見直し等により利用者の温泉への信頼の確保、温泉の適正利用、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止等が図られ、現在約1,440万人の利用がある国民保養温泉地の年間延べ宿泊利用者数の維持・増加を目指し、さらに魅力ある温泉地の形成や観光の振興に寄与することは、温泉の公共的な利用上有効である。

#### (反映の方向性)

#### 【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を推進する。
  - このうち、平成20年度からの新たな取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、わが国の生物多様性の総合評価、国民への普及広報、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を開始する。あわせて、生物多様性の持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。
- 引き続き生物多様性条約の第10回締約国会議の招致、開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、関係省庁や地元(愛知県、名古屋市)との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進める。

#### 【自然環境の保全・再生】

- 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進めるため、自然環境や社会状況等の調査を推進する。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
- 国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。
- 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。
- 自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO等に対する支援の充実に検討する。

- 多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、生物多様性の保全と持続的な利活用を、「SATOYAMA」をモデルとして世界に提案する。

**【野生生物の保護管理】**

- レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。
- トキの野生復帰に向けた試験放鳥の開始、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。
- 鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、平成 20 年4～5月に十和田湖等において野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを踏まえ、野鳥における鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査を拡大・強化して実施し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に備えた体制を整備するなど野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。
- ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。
- カルタヘナ議定書の第5回締約国会議への対応を進める。
- 特定外来生物の国内への侵入防止の実施に必要な体制整備及び防除事業の実施を進める。

**【動物の愛護及び管理】**

- 動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。
- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加(前年度比 10 増加の 46 自治体)、システムのより一層の充実(相互リンクの充実等)を図るとともに適正譲渡講習会を開催する。
- マイクロチップを始めとする個体識別措置のより一層の普及を図る。
- ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民へのより一層の周知、普及啓発を図る。
- ペットフードの安全性に関する基準・規格の策定、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」の実施に必要な体制整備として定員要求(2人)を行う。また、適正な給餌の在り方を含む一般向けのガイドラインの作成等を通じ、ペットフードの安全性の確保を促進するための新規予算要求を行う。
- 犬及びねこの殺処分数を半減させるため、自治体による動物収容施設の新・改築や、譲渡のための専用スペース設置を支援する。
- 動物愛護管理法及びペットフード安全法を効率的かつ効果的に執行するため、一元的に所管する室(動物愛護管理室)の機構要求を行う。

**【自然とのふれあいの推進】**

- パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、子ども達を感じる原体験を始め自然体験の機会や情報を積極的に提供する。
- 平成 20 年4月エコツーリズム推進法の施行、エコツーリズム推進基本方針の閣議決定を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成、全体構想の認定地域に対する重点的広報等を総合的に実施する。
- 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材利用、バリアフリー化等に配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的推進を図る。
- 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための政省令等を整備する。
- 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する最近の医学的知見を踏まえた検討調査の継続実施や大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を実施する。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

別紙のとおり

**【基盤的施策の実施及び国際的取組】**

- 第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を推進した。このうち、平成 20 年度からの新たな取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及広報、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を開始した。また、平成 20 年6月に施行された生物多様性基本法をうけて、白書の策定を開始した。あわせて、生物多様性の持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求した。(平成 21 年度予算:生物多様性関連技術開発等推進事業費 36 百万円[新規]、生物多様性総合評価推進費 40 百万円、生物多様性保全推進支援事業 130 百万円)(平成 21 年度機構・定員:本省2名増)
- 引き続き生物多様性条約の第 10 回締約国会議の招致、開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、関係省庁や地元(愛知県、名古屋市)との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を推進した。(平成 21 年度予算:第 10 回生物多様性条約締約国会議開催準備経費 42 百万円、生物多様性国際対話推進費 40 百万円[新規])

**【自然環境の保全・再生】**

- 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進した。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進めるため、自然環境や社会状況等の調査を推進した。

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信した。(平成 21 年度予算:アジア保護地域パートナーシップ構築事業費 4.6 百万円[新規])
  - 国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めたほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進めた。(平成 21 年予算:奄美地域国立公園指定推進調査費24百万円[新規])
  - 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化した。(平成 21 年度予算:世界自然遺産登録推進調査 30 百万円[新規]、世界自然遺産地域の順応的保管理費 48 百万円[新規])
  - 自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO等に対する支援を充実した。また、自然再生基本方針の策定から5年が経過したことを受け、同方針の一部変更について閣議決定を実施した。
  - 多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策の検討を進めた。また、世界での自然共生社会の実現のため、生物多様性の保全と持続的な利活用を、我が国の里地里山をモデルとして検討を進めた。また、関係機関等と連携し、関係国、国際機関を招へいしてワークショップ等を開催した。(平成 21 年度予算:国際 SATOYAMA イニシアティブ推進事業費 110 百万円[新規])
- 【野生生物の保護管理】**
- レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定、保護増殖事業計画の策定を含む適切な対応を行う。(平成 21 年度予算:希少野生動植物種保存対策推進費 13 百万円)
  - トキの野生復帰に向けた試験放鳥の開始、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。(平成 21 年度予算:特定野生生物保護対策費 114 百万円、希少野生動物野生順化特別事業費 90 百万円、特定野生生物保護対策費(地方予算)155 百万円)(平成 21 年度機構・定員:地方環境事務所首席保護官1名増)
  - 鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、平成 20 年4～5月に十和田湖等において野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを踏まえ、野鳥における鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査を拡大・強化して実施し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に備えた体制を整備するなど野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。(平成 21 年度予算:野生鳥獣感染症情報整備事業 46 百万円)(平成 21 年度機構・定員:自然環境局鳥獣保護業務室鳥獣専門官(感染症対策担当)1名増、地方環境事務所野生生物課 野生鳥獣感染症対策専門官 4 名増)
  - ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。
  - 議定書の第5回締約国会議への対応を進める。(平成 21 年度予算:カルタヘナ議定書対策事業 25 百万円[新規])
  - 特定外来生物の国内への侵入防止の実施に必要な体制整備及び防除事業の実施を進める。(平成 21 年度予算:外来生物戦略調査事業費 11 百万円、(平成 21 年度機構・定員:地方環境事務所自然保護官 1 名増)
- 【動物の愛護及び管理】**
- 動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施した。
  - 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加(前年度比 24 増加の 60 自治体)、システムのより一層の充実(相互リンクの充実等)を図るとともに適正譲渡講習会を開催した。
  - マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の普及を図った。
  - ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図った。
  - ペットフードの安全性に関する基準・規格の策定、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」(平成 20 年6月 11 日成立)の実施に必要な体制整備として定員要求(平成 21 年度機構・定員:本省2名、地方環境事務所7名増)を行った(平成 21 年度機構・定員:本省定員2名、地方環境事務所定員4名増)。また、適正な給餌の在り方を含む一般向けのガイドラインの作成等を通じ、ペットフードの安全性の確保を促進するための新規予算要求を行った(平成 21 年度予算:愛がん動物用飼料安全対策費 35 百万円[新規])。
  - 犬及びねこの殺処分数を半減させるため、自治体による動物収容施設の新・改築や、譲渡のための専用スペース設置を支援した。
  - 動物愛護管理法及びペットフード安全法を効率的かつ効果的に執行するため、一元的に所管する室(動物愛護管理室)の機構要求を行った。
- 【自然とのふれあいの推進】**
- パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、子ども達を感じる原体験を始め自然体験の機会や情報を積極的に提供した。(平成 21 年度予算:「五感で学ぼう!」子ども自然体験プロジェクト 21 百万円 等)
  - 平成 20 年4月エコツーリズム推進法の施行、エコツーリズム推進基本方針の閣議決定を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施した。(平成 21 年度予算:エコツーリズム総合推進事業費 126 百万円)

	<p>○評価結果を踏まえ、国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを推進するための施設整備を行い、自然と共生する地域づくりをさらに推進することとした。また、上記取組に必要な経費につき、予算要求を行った。(平成 21 年度予算:自然公園等事業費 10,502 百万円)</p> <p>○ 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための政省令等を整備した。</p> <p>○ 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する最近の医学的知見を踏まえた検討調査を継続実施し、また、大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を開始した。(平成 21 年度予算:温泉の保護及び安全・適正利用推進費 28 百万円)</p>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標【基盤的施策の実施及び国際的取組】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
	(間接指標)モニタリングサイト設置数[箇所]				

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- 新・生物多様性国家戦略

達成目標【自然環境の保全・再生】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
	①(間接指標)国立公園計画の点検実施済地域数[地域]				
②(間接指標)自然再生推進法に基づく協議会数[協議会]	-	18	18	19	増加傾向を維持
③(間接指標)環境省の自然再生事業実施地区数[地区]	-	18	19	19	増加傾向を維持

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①国立公園の 57 地域すべてにおいて概ね5年ごとに実施する必要がある。

達成目標【野生生物の保護管理】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
①(参考指標)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数]	-	245 /約 1,350	268 /約 1,350	330 /約 1450	-
②(参考指標)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数]	-	139 /約 30,000	171 /約 30,000	239 /約 30000	-
③(参考指標)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数]	-	1,665 /約 7,000	1,665 /約 7,000	1690 /約 7000	-
④(参考指標)保護増殖事業計画数[計画]	-	37	38	38	-
⑤(参考指標)国指定鳥獣保護区指定箇所数[箇所]	60 (H16 年度)	66	66	66	88 (H23 年度)
⑥(参考指標)特定外来生物指定種類数	-	80	83	96	-

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ⑤全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域を指定計画に掲げたもの

達成目標【動物の愛護及び管理】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
(間接)都道府県等による犬ねこの引取り数[頭]	-	392,232	374,160	集計中	減少傾向の維持

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- 動物の愛護及び管理に関する法律

達成目標【自然とのふれあいの推進】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
エコツアー総覧の年間アクセス件数[件]	-	606,977	831,208	871,229	21 年度末時点で 17 年度比 50%増

<b>施策名</b>	化学物質対策の推進
<b>施策の概要</b>	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <p><b>【環境リスクの評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、化管法対象物質の見直しの基礎資料など、種々の化学物質施策の策定に活用した。</li> <li>○ 平成 19 年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の 36 物質に対し、32 物質の環境リスク等初期評価結果をとりまとめた。なお、他の4物質については、現在実施中の試験等のデータを得た上で評価すべきとされ、平成 19 年度のとりまとめは見送った。</li> <li>○ 製品中の有害化学物質モニタリングを開始し、試行的に4物質を選定し、当該物質を含有する蓋然性が高い製品より約 100 検体について分析を行った。</li> </ul> <p><b>【環境リスクの管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 化審法については、同法に基づく新規化学物質の審査及び既存化学物質の点検等を着実に実施するとともに、平成 20 年1月より、中央環境審議会等において一層のリスク管理措置を進めるべく見直しの議論をいただいているところ。また、Japan チャレンジプログラムに基づく事業者による既存化学物質の安全性情報収集を促進するため、平成 19 年度も引き続き共管3省(経済産業省・厚生労働省・環境省)による情報提供・協力依頼を行った。その結果、平成 19 年度末までのスポンサー登録数は 81 物質となったが、目標値の達成に向け、期待していた成果が十分得られたとは言えない。(なお、スポンサー未登録物質の解析、今後の必要な取組等については、平成 20 年4月以降に開催予定の外部委員会において中間評価が行われる予定。)</li> <li>○ 化管法については、平成 20 年2月にPRTRデータの第6回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。また、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同部会において同法附則に基づく法の見直しの検討を行い、平成 19 年8月に中間取りまとめを公表しており、期待どおりの成果が得られた。</li> </ul> <p><b>【リスクコミュニケーションの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 化学物質ファクトシートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザー派遣やE-ラーニングの整備による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から高い評価を得ている。加えて、化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、新たな参加者を開拓し、目標達成に向け進展があった。</li> </ul> <p><b>【国際協調による取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ UNEP(国連環境計画)、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)及びOECD(経済協力開発機構)化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。また、POPs(残留性有機汚染物質)モニタリングの推進及び東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催、第1回日中韓化学物質政策ダイアログを始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換の実施等の成果があった。これらの成果を総合すると、目標達成に向け、期待通りの成果が得られた。</li> </ul> <p><b>【国内における毒ガス弾等対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 茨城県神栖市の事案については、地下水汚染シミュレーション等報告書を公表するとともに、汚染土壌等の処理が終了するなど、期待通りの成果が得られた。</li> <li>○ 神奈川県平塚市の事案については、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊の処理がほぼ完了し、期待通りの成果が得られた。</li> <li>○ 静岡県浜松市の事案について、証言情報をもとに掘削確認調査を実施した結果、毒ガス運搬貯蔵容器1個を発見したものの、毒ガス成分は検出されず、本件については安全が確認された。</li> <li>○ 神栖市においてジフェニルアルシン酸(DPAA)にばく露したと認められる者を対象とした、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。これらの成果をとりまとめた「DPAA等のリスク評価 中間報告書」を作成し、公表・配布した。今後、報告書に関して、一般住民向けに、分かりやすい内容のパンフレットを作成し、配布予定である。</li> <li>○ 毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、毒ガスによる被災未然防止のためのパンフレットを作成し、周辺住民等に配布するとともに、物理探査の実施に向けた検討に着手した。</li> </ul> <p><b>(必要性)</b></p> <p><b>【環境リスクの評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内の化学物質関連施策担当部局においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。平成 19 年度は、目標値 330 物質を達成した。</li> <li>○ 環境リスク初期評価(多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価)は、その結果が環境省内関係部署における規制導入などの行政施策に活用されることから、今後もリスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施する必要がある。</li> <li>○ 環境リスク初期評価の結果を、国民に対してわかりやすい形で提示する必要がある。</li> <li>○ 生態系の保全の観点からは、生態リスク評価の対象生物を拡大する。</li> <li>○ 経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大しており、製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにする必要がある。</li> </ul> <p><b>【環境リスクの管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康</li> </ul>

や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づき PRTR 制度の円滑な運用並びにPRTRデータの精度向上及び活用が必要である。
- ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。

#### 【リスクコミュニケーションの推進】

- 現代社会においては、化学物質による環境汚染問題に対する国民の関心や不安が生じており、また、行政、事業者及び国民の環境リスクに対する理解の相違等に起因する問題もしばしば生じていることから、化学物質に対する不安の解消、社会全体による環境リスク削減の取組を進めるため、
  - ・ 分かりやすい資料の作成・提供等の「情報」の整備
  - ・ 「対話の推進」に資する人材育成等
  - ・ 市民、行政、産業等が情報の共有と相互理解を深める「場の提供」を通じて、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。

#### 【国際協調による取組】

- 化学物質については、地球規模での取組として国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)があり、各国国内における実施及び途上国における実施支援が求められている。また、北東アジア、北米といった地域規模での取組も重要であり、政策協調が必要とされている。このような状況の中、我が国としては、国際的なプロジェクトに対し、積極的に貢献していく必要がある。
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)に対しては、新規POPs物質の登録や条約の有効性の評価等に係る国際的な議論に、我が国として参加・貢献する必要がある。
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)に対しては、新規対象物質の追加等への対応を行う必要がある。
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)に対しては、その本格実施を図るための検討を進めるとともに、化学品の分類及び表示の国際的な調和に貢献する必要がある。
- 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)に対しては、SAICM国内実施計画の策定及びアジア・太平洋地域におけるSAICMの実施等を主導する必要がある。
- OECD関係会合に対しては、化学品の試験評価方法の国際調和、試験評価作業の国際的分担、化学品の評価・管理に関する意志決定ツールの提供などが進められており、我が国としてもこれらの活動に貢献する必要がある。
- 平成 18 年 12 月に開催された第8回日中韓三カ国環境大臣会合(TEM)において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることが合意されており、これを着実に進めるための政策対話の機会を設けるとともに、北東アジア地域における適正な化学物質管理の推進、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。

#### 【国内における毒ガス弾等対策】

- 茨城県神栖市の事案については、平成 15 年3月に飲用井戸水から高濃度のヒ素が検出されたことから、神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置を行うとともに、依然として高濃度の有機ヒ素化合物が検出されている一部の汚染地下水について、汚染範囲の拡大及び健康被害の未然防止の観点から高濃度汚染対策を実施する必要がある。
- 千葉県千葉市の事案について、被害の未然防止の観点から、発見された砲弾以外の毒ガス弾等の存在に係る調査を実施する必要がある。

#### ( 効率性 )

#### 【環境リスクの評価】

- 環境省内化学物質関連施策担当部局から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、中央環境審議会化学物質評価専門委員会において、専門的な観点から評価していただいた上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。
- 環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、既存のデータを中心に活用して効率的に実施している。
- 製品モニタリングの対象物質・製品は、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定している。

#### 【環境リスクの管理】

- 化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、受益者たる製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省(経済産業省・厚生労働省・環境省)で分担して安全性点検を行い、効率化を図ってきたところであるが、さらに、平成 17 年6月からは Japan チャレンジプログラムによる産業界との連携も図られている。
- PRTR制度に基づく取組については、約4万1千事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。
- ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。

#### 【リスクコミュニケーションの推進】

- 化学物質の内分泌かく乱に関する国際シンポジウム等の開催、PRTRや化学物質環境実態調査等に係るHPや一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参

加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。

【国際協調による取組】

○ POPs条約・PIC条約・GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)・OECD・日中韓情報交換等について、関係各省と調整しつつ、作業を分担して効率的に対応した。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 関係省庁及び都道府県等の協力を得ながら、政府が一体となって内外の知見を最大限に活用している。
- 調査計画の立案にあたっては、外部の有識者を含め、専門家の知見を最大限に活用している。
- 調査にあたっては民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては、極力競争入札を行っている。
- 緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用している。

(有効性)

【環境リスクの評価】

- 化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部局において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)対象物質の見直しの基礎資料など、種々の施策の策定に活用されている。
- 環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用されている。
- 製品中の有害化学物質等の含有実態を明らかにし、必要に応じ規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を講じることにより、国民の「安心」意識の醸成に資する。

【環境リスクの管理】

- 平成 16 年4月に施行された改正化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に基づく各種施策の実施により、化学物質の動植物へのリスクの低減が期待されるとともに、環境中への放出可能性を考慮した一層効果的かつ効率的な措置等が講じられている。既存化学物質等の生態毒性試験については、実施物質数が4年間の累計で 109 物質となり、目標値(平成 20 年度までの5年間で 130 物質)の達成に向けて着実に安全性の点検を進めている。また、平成 17 年6月に開始した「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)に基づきスポンサー登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進展しているが、平成 18 年度末までのスポンサー登録数は目標値の約半数(81 物質)にとどまっており、スポンサー登録数を増やすために、事業者に対しプログラムへの参加・協力を求める等、一層の努力が必要である。
- 平成 20 年2月にPRTRデータの第6回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。
- ダイオキシシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量と比較しても低く推移している。総じて、ダイオキシシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。

【リスクコミュニケーションの推進】

- 化学物質ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、PRTR 排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・一般市民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。
- 円卓会議については、平成 19 年度は農業における化学物質のリスク評価等に係る取組に関する議題を取りあげ、100 名程度の参加者(傍聴者)がおり、アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。また、平成 17 年度からは地方開催を行い(平成 19 年度は1回)、より多くの国民への参加の機会の提供を進めている。
- この他、市民が身近なところから排出される化学物質や化学物質の環境リスクについて考えるきっかけを提供するため Web 上で化学物質の環境リスク等について親しみを持って学習できる「かんたん化学物質ガイド」Eラーニング版の公表、化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う化学物質アドバイザーの講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施し、利用者から高い評価を得ている。
- 化学物質ファクトシート等の成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。

【国際協調による取組】

- 化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。
- POPs条約については、新たに提案された1物質を含む、11 物質の条約対象物質への追加についての検討を行った。また、従来からの国内、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを継続するとともに、東アジア地域におけるPOPsモニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催するなどして、条約の有効性評価に関する国際的な議論に対しても積極的な貢献を行っている。
- PIC条約については、締結(平成 16 年6月)後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。
- SAICMについては、国際的には、アジア・太平洋地域のフォーカルポイントを務め、地域会合等にも出席するなど、SAICMの実施に係る議論に積極的に貢献した。国内においては、国内セミナーを開催し、関係者との国内実施計画に関する意見交換等を行った。

- OECDについては、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。
- 日中韓三カ国の情報交換については、第1回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログを開催した。この中で、今後、化学物質規制やGHS、既存化学物質の評価等について情報交換を進めるとともに、更なる協力プロジェクトの計画を取りまとめることが合意されており、三カ国間の審査規制制度の情報共有が進んでいる。

#### 【国内における毒ガス弾等対策】

- 平成15年に実施したフォローアップ調査で、情報の確実性、地域の特定性という点から、事案をA～Dの4つに分類し、各事案に応じた施策を実施した。
  - ・ A分類事案(神栖市の事案)では、汚染メカニズムの全容解明に向けた取組を実施するとともに、汚染源掘削調査により発生した汚染土壌等について、神栖市の廃棄物処理施設における焼却処理を完了した。
  - ・ A分類事案(平塚市の事案)では、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊の処理をほぼ完了した。
  - ・ A分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)については、裸地以外の舗装等がなされている土地について、土地改変時に安全を確保するための注意事項を示した安全マニュアル(土地改変指針)を策定しており、この指針に基づき毒ガス弾等による被害の未然防止のための環境調査を平塚市で実施した。
  - ・ B、C分類の事案及び新規事案のうち、環境調査等の結果、証言情報におおむね合致する物理探査検知点が確認された浜松市の事案について、掘削確認調査を実施し、安全を確認した。
- 神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業については、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより、治療を促進した。
- 健康に関する調査研究では、「DPAA等のリスク評価 中間報告書」を取りまとめ、地域住民の健康影響と健康不安への対応として一定の成果が得られた。
- 毒ガス情報センターでは、毒ガス弾等に関する情報を受け付けるとともに、ホームページやパンフレット等を通じて、毒ガス弾等に係る情報を発信し、毒ガス弾等による被災の未然防止に資した。

#### (反映の方向性)

#### 【環境リスクの評価】

- 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ粒子の人や生物へのリスクを調査する。
- 環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、大規模疫学調査(コホート調査)等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。
- 小児環境保健に係る業務体制を強化するために定員を増強する。

#### 【環境リスクの管理】

- 既存化学物質等のスクリーニングを行い、リスクの程度に応じた取組を進める。
- 化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行により、化学物質の規制・管理の更なる推進を図る。また、引き続きPRTRデータの有効活用等を推進するとともに、PRTR制度の見直し及び円滑な運用を推進する。
- Japan チャレンジプログラムの中間評価を踏まえ、事業者に対し引き続きプログラムへの参加・協力を求めるとともに、収集した有害性情報の評価を進める。

#### 【リスクコミュニケーションの推進】

- 新たにファシリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材について、研修及び派遣などを進める。
- 引き続き化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

#### 【国際協調による取組】

- SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。
- BAT(利用可能な最良技術)の策定等により、地球規模での有害金属対策の立案に貢献する。
- 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。

#### 【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業において、新たに小児支援体制を整備するほか、高濃度汚染地下水に係る対策を実施する。
- 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。
- 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、物理探査調査を実施し、毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点が確認された場合、掘削確認調査実施に向けた技術的検討を行う。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。

	<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> 別紙のとおり		
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<b>【環境リスクの評価】</b> ○ 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化した。また、平成21年3月に工業用ナノ材料に関する環境影響に関するガイドラインをまとめ、公表した。 (平成21年度予算:427百万円[平成20年度予算:571百万円]) ○ 環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルの活用などばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。 <b>(平成21年度予算:152百万円[20年度予算:209百万円])</b> ○ 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。(平成21年度予算:19百万円[20年度予算:21百万円]) ○ 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、大規模疫学調査(コホート調査)等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。 <b>(平成21年度予算:193百万円[20年度予算:146百万円])</b> ○ 小児環境保健に係る業務体制を強化するために定員を確保(定員2名増)。 <b>【環境リスクの管理】</b> ○ 全ての上市後化学物質から評価が必要な物質のスクリーニング(優先順位付け)を行い、リスクの程度に応じた取組を進める。(平成21年度予算:52百万円[新規]) ○ 化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行により、化学物質の規制・管理の更なる推進を図った。 (平成21年度予算:204百万円の内数[平成20年度予算:212百万円の内数]) ○ 平成20年11月21日に化管法施行令を改正し、同法の対象物質・対象業種を見直した。また、平成21年2月27日に個別事業所のPRTRデータをホームページ上で公表した。このほか、PRTRデータの有効活用、PRTR制度の見直し及び円滑な運用等を推進した。 (平成21年度予算:204百万円の内数[平成20年度予算:212百万円の内数]) ○ 化審法の円滑な施行により化学物質の規制・管理を進めるとともに、包括的な化学物質管理を実施するため、化審法改正案を平成21年2月24日に閣議決定し、第171回通常国会に提出した。 ○ 平成20年8月に公表したJapan チャレンジプログラムの中間評価を踏まえ、事業者に対し引き続きプログラムへの参加・協力を求めるとともに、収集した安全性情報について、国が有害性評価を進める。(平成21年度予算:31百万円[20年度予算:33百万円]) <b>【リスクコミュニケーションの推進】</b> ○ 新たにファシリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材について、研修及び派遣などを進めた。 (平成21年度予算:73百万円の内数[平成20年度予算:72百万円の内数]) ○ 引き続き化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、より広くリスクコミュニケーションの普及を図った。 (平成21年度予算:73百万円の内数[平成20年度予算:72百万円の内数]) <b>【国際協調による取組】</b> ○ SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮した。 (平成21年度予算:26百万円[平成20年度予算:26百万円]) ○ BAT(利用可能な最良技術)の策定等により、地球規模での有害金属対策の立案に貢献した。 (平成21年度予算:44百万円[平成20年度予算:74百万円]) ○ 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進めた。(平成21年度予算:21百万円[20年度予算:22百万円]) <b>【国内における毒ガス弾等対策】</b> ○ 神栖市における緊急措置事業において、新たに小児支援体制を整備するほか、高濃度汚染地下水に係る対策 <b>(平成21年度予算:241百万円[20年度予算:234百万円])</b> を実施する。 ○ 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。 ○ 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。 <b>(平成21年度予算:48百万円[20年度予算:9百万円])</b> ○ 千葉市の事案について、物理探査調査を実施し、毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点が確認された場合、掘削確認調査実施に向けた技術的検討を行う。 ○ ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>

## 達成目標【環境リスクの評価】

指標名	基準値	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数 ( )は行政需要としての調査目標値[物質]	153 (H16年度)	345 (345)	379 (379)	330	330 (H19年度) (※毎年度更新)
②環境リスク等初期評価実施物質数[物質]	57 (H16年度)	29	29	32	36 (H19年度) (※毎年度更新)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①化学物質環境実態調査推進検討会(平成17年4月22日)
- ①中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第12回)資料(平成19年3月23日)
- ②環境リスク等初期評価を年30物質程度実施

## 達成目標【環境リスクの管理】

指標名	基準値	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質]	38 (H16年度)	63	85	109	130 (H20年度)
②PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[トン]	-	39,456	35,792	35,037	-

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第156回国会)騒音に係る環境基準について(平成10年環告64)
- ②特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

## 達成目標【リスクコミュニケーションの推進】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)[物質]	-	159(※)	209(※)	259(※)	354 (H21年度)
②(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数[回]	-	4	3	1	定期的開催

(※)作成済物質の情報更新

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

## 達成目標【国際協調による取組】、【国内における毒ガス弾等対策】

〈備考〉

- 目標が「国際連携・協力」や「毒ガス弾により被害対策の取り組み」等、目標の性格から定量的指標の設定が困難

<p><b>施策名</b></p>	<p>環境保健対策の推進</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  <b>【公害健康被害対策(補償・予防)】</b>  ○ 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の救済及び健康被害の未然防止に成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。  <b>【水俣病対策】</b>  ○ 医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めているものの、最高裁判決後、新たな申請者が急増する等の課題が生じており、解決には至っておらず、更なる取組が必要である。  <b>【石綿健康被害救済対策】</b>  ○ 石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成19年度末までに3,351件(平成18年度末:2,389件)が認定されており、被害者等の救済は着実に進んでいる。  ○ 「石綿の健康影響に関する検討会」の実態調査結果(2地域)、健康リスク調査結果(3地域)を平成19年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(6地域)、救済法の被認定者に係る調査、石綿の健康被害にかかる医学的判断等に関する調査等を実施し、データや知見の集積を行った。  ○ 事業主等から救済給付の費用の徴収を開始した。  <b>【環境保健に関する調査研究】</b>  ○ 花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症環境保健マニュアルの情報提供を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。  ○ 化学物質の複合影響について、多媒体からのばく露や変異原性に関する調査研究を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。  ○ WHOの電磁界に関する総合評価について、今後の普及に向け、和訳を行った。また、熱中症・紫外線については熱中症や紫外線の環境保健に関するマニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。  <b>(必要性)</b>  <b>【公害健康被害対策(補償・予防)】</b>  ○ 我が国の悲惨な公害経験を踏まえ、これらの公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の未然防止を図っていくことは環境行政の重大な責務である。  <b>【水俣病対策】</b>  ○ 水俣病に関する補償、救済のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)及び水俣病総合対策医療事業を円滑に実施することが必要である。  ○ 水俣病患者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組や地域の再生・融和(もやい直し)を推進し、すべての水俣病患者の方々々が地域社会の中で安心して暮らせるようにすることが必要である。  ○ 次世代への教訓の継承や国内外への情報発信を進め、水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないようにすることが必要である。  <b>【石綿健康被害救済対策】</b>  ○ 石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとも知らずに石綿にばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないまま死亡する、という状況にあったが、救済法の施行により迅速な救済措置が図られている。しかし、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されているため引き続き迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。  ○ 石綿については上記のような特殊性があることにかんがみ、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、救済給付に必要な費用については、民事責任(損害賠償責任)とは切り離し、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で負担する必要がある。  <b>【環境保健に関する調査研究】</b>  ○ 様々な健康被害をもたらしていると近年指摘されている花粉症等については、国民の健康に密接に関わる重要問題であり、公益性が高く、環境省として取り組むべき課題である。  <b>(効率性)</b>  <b>【公害健康被害対策(補償・予防)】</b>  ○ 公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることにより、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。  <b>【水俣病対策】</b>  ○ 「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく認定者に対して、原因企業により補償が行われ、水俣病総合対策医療事業における医療手帳・保健手帳交付者に対して国及び県により医療費等の支給が行われており、水俣病患者の救済のため有効である。  ○ 水俣病発生地域の環境福祉対策は、地元の地方公共団体、関係団体等のニーズを踏まえた、幅広い主体の参加により事業を展開する必要があり、こうした考え方にに基づき取組を進めており、有効である。</p>

○ 水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病の経験を国内外に発信しており、着実に進展している。

【石綿健康被害救済対策】

○ 中央環境審議会に医学的判定のための部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めている。(平成19年度末時点において、環境再生保全機構から申し出を受けた2,489件中、2,403件(平成18年度末:1,431件中、1,344件)について医学的判定を実施。)

【環境保健に関する調査研究】

○ 関係省庁連絡会議等を活用して、各省との役割分担等の下、調査研究を推進することにより、効率的に進めている。

(有効性)

【公害健康被害対策(補償・予防)】

○ 被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の未然防止を図った。

【石綿健康被害救済対策】

○ 平成19年度末時点において実質4,714件(平成18年度末:3,538件)の申請が行われ、うち3,351件(平成18年度末:2,389件)が認定されている。

【環境保健に関する調査研究】

①～③については、調査の結果、依然未解明な点はあるものの、一定の科学的知見が得られ、また環境省ホームページ等を活用し一般国民への情報提供を推進することで目標達成に向け取り組んだ。

① 花粉飛散予測に関する調査研究の成果を生かして、花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症環境保健マニュアル作成を通じての情報提供を行っており、花粉症に対する政府全体の取り組みの中で重要な役割を担っている。

② 化学物質の複合影響について、多媒体からのばく露や変異原性に関する調査において一定の結論を得た。

③ WHOの電磁界に関する総合評価の和訳を行うことで、今後広くその内容の普及を行うことが可能となった。また、熱中症・紫外線については熱中症環境保健マニュアル・紫外線環境保健マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行った。

(反映の方向性)

【公害健康被害対策(補償・予防)】

○ 公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)を着実に実施する。

【水俣病対策】

○ 与党PTとの連携の下での新たな救済に向けた取組を進める。

○ 公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図る。

○ 水俣病発生地域の環境福祉対策の充実を図る。

○ 水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。

【石綿健康被害救済対策】

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律の着実かつ円滑な施行に努める。

○ 平成20年度以降、一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査(6地域)、被認定者に関する医学的所見等の解析調査を実施する。

【環境保健に関する調査研究】

○ スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。

○ 大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、新たに問題となっている化学物質の複合影響に関する文献調査等を行う。

○ 健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、適宜環境保健に関するマニュアルの更新を行う。さらに、熱中症シンポジウムの開催や熱中症患者に関する情報収集及び解析を行い、熱中症対策の充実を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

水俣病対策、石綿健康被害救済対策といった政策の性質から目標を設定することは困難。

【公害健康被害対策(補償・予防)】

○ 公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)を着実に実施する。

(平成21年度予算:12,292百万円[20年度予算:12,646百万円])

【水俣病対策】

○ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案が国会に提出されており、与党PTとの連携の下での新たな救済に向けた取組を進める。

○ 公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図る。

○ 水俣病発生地域の環境福祉対策の充実を図る

○ 水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。

(平成21年度予算:11,503百万円[20年度予算:9,967百万円])

【石綿健康被害救済対策】

政策評価の結果の政策への反映状況

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石綿による健康被害の救済に関する法律の着実かつ円滑な施行に努める。</li> <li>○ 平成 20 年度以降、一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査(6地域)、被認定者に関する医学的所見等の解析調査を実施した。</li> <li>○ 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業[新規]を新たに設け、石綿関連疾患の実態の把握に努める。 (平成 21 年度予算:759 百万円[平成 20 年度予算:666 百万円])</li> </ul> <p><b>【環境保健に関する調査研究】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進めた。 (平成 21 年度予算:24 百万円[平成 20 年度予算:29 百万円])</li> <li>○ 大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、新たに問題となっている化学物質の複合影響に関する文献調査等を行った。 (平成 21 年度予算:3百万円[平成 20 年度予算:1百万円])</li> <li>○ 健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、適宜環境保健に関するマニュアルの更新を行った。さらに、熱中症シンポジウムの開催や熱中症患者に関する情報収集及び解析を行い、熱中症対策の充実を図った。 (平成 21 年度予算:5百万円[平成 20 年度予算:5百万円])</li> </ul>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b> —	<b>年月日</b> —	<b>記載事項（抜粋）</b> —

<b>施策名</b>	環境・経済・社会の統合的向上
<b>施策の概要</b>	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指す。
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  <b>【経済のグリーン化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年度においては「環境報告ガイドライン2007年版」の公表等を通して、事業者の自主的な環境保全活動の促進や、環境等の社会的課題に対して積極的に取組む事業者に必要な資金が流れやすくなるための金融機能の活用についての施策を行った。また、事業者の環境配慮を促す仕組みであるエコアクション21については、その活用が21世紀環境立国戦略に盛り込まれ、登録時業者数も年々増加している。指標を見ると、全体的には順調に増加しており、特に、環境報告書公表企業においては、上場企業(目標値:50%)では18年度で目標達成、非上場企業(目標値:30%)においても目標値まで2ポイントとなっている。これらより、施策の方針・目標に対して期待どおりの成果が得られた。</li> <li>○ 経済のグリーン化の推進については、税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、環境税についても、21世紀環境立国戦略や平成20年3月に改定された京都議定書目標達成計画において、総合的に検討する、とされた。</li> <li>○ 経済のグリーン化の推進について、グリーン購入法の対象品目として、15品目の追加と61品目の基準の見直しを行うとともに(平成20年2月閣議決定)、環境情報の適切な提供方法について検討しガイドラインを策定した。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。</li> <li>○ 平成19年5月に公布された環境配慮契約法に基づいて、基本方針を策定した。</li> <li>○ エコ/SRIファンドの純資産残高は株価の低迷により平成17年度の2,600億円から平成19年度に1,913億円になっているが、設定数は22から31へと伸びている。エコ/SRIファンドは環境金融の一部のため、環境融資や補償など、その全体像の把握と体系化を試みているところである。また、エコファンドの取組状況や個人投資家の投資動向について調査するとともに、環境報告書やCSR報告書等に記載された企業の環境保全等の取組に関する情報のうち、どのような情報が投資家の投資判断に資するか調査検討を行った。</li> </ul> <p><b>【環境に配慮した地域づくりの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境に配慮した地域づくりについては、地域環境行政支援情報システム(知恵の環)が一定のニーズを満たすことができているが、効果をより一層高める必要がある。環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業によるCO2削減効果が見られるなど一定の成果をあげているが、今後は対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、平成19年度策定地域において、70市区町村で策定を要しないまでに環境質の改善が見られ、公害の解決という目標達成に向け進展があった。</li> </ul> <p><b>【環境パートナーシップの形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという)/地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方EPOという)の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信が十分できていない。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは出てきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については十分には取り組めていない。</li> </ul> <p><b>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、子どもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー活用促進事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。</li> <li>○ わが国における「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の支援、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」及び「イノベーション25」において重点施策として位置づけられた国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するため、産官学が連携して行う環境人材育成方策等について検討を行い、平成20年3月に「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」を策定・公表した。</li> </ul> <p><b>(必要性)</b>  <b>【経済のグリーン化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題をはじめとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、税制等の活用や、環境等の社会的課題に対して積極的に取組む事業者に必要な資金が流れやすくなるための金融機能の活用、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による、事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。環境基本計画においても、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところであり、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要である。</li> <li>○ 今日の環境問題を解決し、持続可能な社会経済を実現するためには、環境保全に資する技術・製品・サービス等を提供する環境ビジネスの発展が果たす役割は大きい。「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月閣議決定)においても「車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化」として環境と経済の両立を図ることの重要性を訴えており、また「戦略8 環境立国を支える仕組みづくり」として環境保全</li> </ul>

の取組が市場で適正に評価される仕組みづくりや政府の率先した取組の推進等により、環境立国に向けた人々の自主的積極的な取組や創意工夫を最大限に引き出すために、市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の普及・促進が挙げられている。

- 持続可能な社会経済を実現するには環境負荷の低減に資する環境配慮型製品等の普及を図る必要があるが、そのためには、各主体が環境配慮型製品等に対する認識を共有することが第一に必要である。その上で消費者は環境配慮型製品の選択に努め、事業者はその選択を促すための製品の環境情報を消費者に提供し、また事業者自身も環境に配慮した製品やサービスを積極的に購入することが求められる。国はこのような情報の受発信が適切に行われるように、環境物品等の情報収集・整理を行うとともに、国内市場に大きな影響力を有する購入主体として、環境物品等の調達を推進することによりこれらの需要の拡大を図る必要がある。
- 持続可能な社会経済を実現するために、契約の段階において環境負荷の低減に配慮することによって、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。国等は、通常の経済主体として国民経済に大きな位置を占めており、また国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。そのため、国等が具体的に取り組む環境配慮契約の種類や内容、手続等を基本方針等において示す必要がある。

#### 【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 地域からの環境保全の取組を進めていくに当たっては、第三次環境基本計画にも見られるように、地域の環境とその保全に取り組む住民の力を統合的に高める「地域環境力」を発揮した取組が必要不可欠である。資金面及び情報面での支援は地域における取組、「地域環境力」の発揮に欠かせないものとする。
- また、公害防止計画については、平成19年度末現在、176市区町村が計画地域として指定されており、大都市を中心とする自動車交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が依然として存在することから、引き続き、これらの問題を解決するための施策を推進する必要がある。

#### 【環境パートナーシップの形成】

- 持続可能な社会の実現には、NPO、企業等の多様な主体がパートナーシップで環境保全活動に取り組む必要がある。地方公共団体や企業などはこうしたパートナーシップが必要であることは理解し、協力事業を行うようになってはいるが、NPO側との理解の共有や、事業の効果的な進め方等に係る具体的な手法については、まだまだ模索中である。このため、プラザ/地方EPOを拠点とし、各主体のより効果的なパートナーシップ実現のため取組をさらに展開する必要がある。
- 環境行政を各主体とパートナーシップで取組んでいくためには環境省だけで政策を立案するのではなく、環境NPO等の優秀な発想を積極的に政策に反映し、パートナーシップの下での取組を促進していくことが必要である。そのためには、NGO/NPO・企業による環境政策提言の場を作り、優れた提案を施策に反映するための仕組みが必要である。

#### 【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定され、その戦略の一つである「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が提唱され、「21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、だれでも環境教育AAAプラン～」に基づき、子どもたちに対する環境教育・環境学習の施策を進めていくことがますます重要となっている。
- 中でも、次代を担う子どもたちの自主的な環境保全活動への支援、また、地域において環境保全に関わる取組を中心になって進める人材や専門知識を持った人材の育成が重要。
- 我が国が提案し、開始された「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」が2005年に始まったことを受け、持続可能な社会の構築を目指し、この10年間で重点的に環境教育を含むESDを実施することが求められている。

#### (効率性)

#### 【経済のグリーン化の推進】

- 事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開にいかされるものである。また、事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、国が調査研究やガイドライン策定等の環境整備を行うことで、企業等に対し環境配慮への取組を促進するよう働きかけるものであり、実際の環境保全活動そのものは事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。
- 環境ビジネスの振興については、指標①にあるとおり、環境ビジネスの市場規模が今後とも拡大することが期待される。このような状況において、本施策は規制等ではなく、情報提供、基盤整備等の施策の展開を通じて、企業の自主的な取組を促し、環境産業を活性化することにより、持続可能な社会の構築を目指すとともに、我が国の経済活性化、さらには雇用の創出にも資するものである。
- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、環境への配慮に関して意識の高い一部の事業者や消費者がグリーン購入に取り組んでいるものの、社会全体での取組は十分とは言えない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等又は公的部門が、環境物品等を率先して購入することは、市場規模の拡大など、その波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。
- 経済的手法は、市場メカニズムを通じて制度の対象者全体の対策費用を最小化することが可能であり、効率的である。また、経済的手法の活用に関する施策は、直接的に事業を実施するものではなく、施策手法そのものの検討などの調査研究を主としたアプローチであり、必要最低限の経費で実現でき、行政コストの観点からも効率的である。

- 環境配慮契約については、その考え方は、まだ普及していない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ他の主体の契約の在り方にも大きな影響を有する国が、環境配慮契約に率先して取り組むことは、波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。

#### 【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 地域環境行政支援情報システムの運用保守については、環境省における行政情報の電子的提供業務最適化計画によるシステム運用の集約のため、平成 19 年 10 月に環境省ホームページに統合されたが、メンテナンス費用などコスト面からも効率的に事業が行われたと考える。
- 環境と経済の好循環のまちモデル事業については、本事業の実施による直接的な事業効果のほか、モデル地域から他地域への波及効果も期待されるため、環境に配慮した地域づくりを支援する施策としては効率的な手段であると考えられる。

#### 【環境パートナーシップの形成】

- インターネットを活用して幅広い環境情報を全国に発信することで、各主体において情報が共有され、パートナーシップ形成に必要な情報を容易に入手できるようになり、環境保全活動を行うNPOが同様の活動を行う各主体との協働によって、より広範な活動を行うなど、効率的な対応が図られるようになった。
- NPO/企業との意見交換や、政策提言プロセスによりNPO、企業、国民の意見が環境政策立案者へ届きやすくなり、現場における行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるようになってきた。
- 一方、プラザ/地方EPOで展開される意見交換や政策提言プロセスはその対象及び参加者が依然東京に偏りがちであり、地方で取り組むNPO/企業との連携のためには、地方で活動を展開することが効率的と考えられる。

#### 【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 文部科学省や関係省等と連携して事業を展開することで、学校関係者をはじめとして幅広く環境教育を推進することができる。
- 基本的かつ総合的な施策を行う国と区域内の特性に応じた施策を行う自治体とが連携を図ることで、国の施策が浸透しやすくなり、迅速に地域の実情にあった対応ができると見込まれるため、より適切かつ効率的に環境教育やESDの普及啓発を行うことができる。
- 各施策それぞれ Web 上での情報提供に努めているが、特に、我が家の環境大臣事業については、教材等の紙での配布を中止し、携帯サイトへの移行を進めたことで、費用対効果がさらに高まった。

#### （有効性）

#### 【経済のグリーン化の推進】

- 事業者の自主的な環境保全活動の推進については、環境報告書や環境会計のガイドラインを通じた普及促進等により、環境報告書を作成する企業、環境会計を導入する企業が年々着実に増加している。
- 環境マネジメントシステムの構築については、代表的な規格であるISO14001の認証取得件数は2万件を超えており、世界的に見ても取組が進んでいる。また、エコアクション 21 に取り組む事業者数については、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが実施している認証制度における認証登録数が、平成 20 年3月末現在で 2,200 件を超えている。
- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、全国 1,874 の地方公共団体を対象としてグリーン購入の取組状況についてアンケート調査を実施したところ、町村のみでは 64.6% (平成 18 年度 63.5%) と若干遅れているものの全体では 76.2% (平成 18 年度 76.1%) の実施率となっている。(※なお、平成 18 年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。)  
環境物品等の市場形成状況では、平成 17 年度における特定調達物品等の市場占有率が、調査等から把握可能な 13 品目については、いずれの品目においてもグリーン購入法施行前の平成 12 年度より上昇しているなど、環境物品等の市場の拡大は着実に進展している。
- 環境ビジネスの振興については、平成 12 年度現在の市場規模は約 30 兆円、雇用規模が約 77 万人 (平成 14 年度調査)であったものが、平成 18 年度現在で、市場規模が約 45 兆円、雇用規模が約 102 万人 (平成 19 年度調査)に増加している。
- 経済的手法の活用については、例えば、環境性能に優れた自動車に対する税制優遇措置等により、低公害車の保有台数が、平成 18 年度末で 1,440 万台と増加している。
- 策定した基本方針等の内容を、地方支分部局を含めた国の機関や独立行政法人、地方公共団体等に周知して、環境配慮契約に取り組んでもらう必要があり、周知するための説明会を全国 47 都道府県で開催し、合計 3800 人以上の参加を得た。

#### 【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 地域環境行政支援情報システム(知恵の環)は、全国各地の様々な環境保全に関する取組状況を容易に入手できる有効な手段である。地方自治体向けの情報配信を行った結果、平成 19 年度(10 月まで)アクセス数は 1,855 件/日と上昇し、一定のニーズを満たしている。
- 環境と経済の好循環のまちモデル事業については、事業による直接のCO2削減効果や、整備した施設への視察の増加などの波及効果など、事業計画の進捗に応じた成果を上げている。
- 公害防止計画については、計画に基づき、各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある 496 市区町村のうち 320 市区町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに大気、水質等が改善された。

#### 【環境パートナーシップの形成】

- プラザ/地方EPOでは、各主体間のパートナーシップの促進のためにホームページ上での情報提供、政策提言プロセスへの支援を行ってきている。その結果、環境分野の取組におけるNPO等の役割

は認知されてきており、地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数及びメールマガジン配信人数は、平成19年度には772万件、3,731人に達し、目標(これまでの目標:目標年18年度、300万件、3,000人)を達成した。また地方公共団体や企業がNPO等とパートナーシップによる取組を始めている事例も各地域で出てきており、プラザで展開してきたパートナーシップ支援は効果があったと考えられる。

- すべての地方EPOの設置が整い、地域でのパートナーシップ促進の基盤が作られた。
- プラザにおいて、直接国民との政策等に関する情報提供・意見交換が行われたり、NGO/NPO・企業から環境に関する政策提言を募集し、優秀な提言の発表の場を設ける「環境政策提言フォーラム」が実施され、寄せられた提言を広く公開されるなど、環境保全活動や環境政策の立案実施における国民と環境省のパートナーシップが構築されつつある。また、平成19年度は地方EPOとの連携により企業とNPOとの環境パートナーシップ促進のためのポイント集の作成・普及、また協働による持続可能な地域作りのツールに係るハンドブックの作成・活用により、プラザ、地方EPOにおける、企業活動、地域作り面でのパートナーシップ促進も始まっている。
- 環境NPOの活動等をHP上で紹介している「環境らしんばん」の団体登録数は増加しているものの、登録に際し数種類の申請書を提出する必要があるなど、手続きが煩雑である等の理由により、平成19年度で816団体にとどまり目標(2,000団体)を達成できなかった。

#### 【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 地域の子どもたちの自主的な環境保全活動を支援することもエコクラブ事業では、その会員数が平成19年度末で約17万人になり、目標人数の11万人を達成した。更なる普及を目指し、新しい目標数値として子どもエコクラブのある市町村の割合を全市町村数の50%とした。平成19年度の割合は41.4%である。また、家庭でのエコライフを支援する我が家の環境大臣事業では、登録世帯数が平成19年度末で約150万世帯にも達しており、地域や家庭において、環境保全に自主的に取り組む主体が着実に増加していると言える。
- 環境保全に関する専門的な知識や経験を有する環境カウンセラーの登録数については、平成19年度末で約4,500人に達しているが、今後は広報に力を入れ、環境カウンセラーの認知度を高め、目標達成を目指したい。また、文部科学省と連携して行っている環境教育指導者育成事業では、学校教員や地域における実践リーダーを対象として、昨年度は7ブロック総勢307名に対し研修を行い、今後の活躍が大きく見込まれる。さらに、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して行っている人材認定等事業では、平成19年度末までに28の事業を登録し、HPで公開するなどしてその活用を図っている。
- ESDの10年については、我が国における実施計画に基づき、初期段階の重点的取組事項を中心に施策を展開しており、ESDの10年促進事業により、全国14地域をモデルとして地域の多様な主体が参加したESDを実施したほか、各ブロック単位でESD推進フォーラムを開催しており、全国への波及に向けて有効である。

#### (反映の方向性)

#### 【経済のグリーン化の推進】

- 環境配慮促進法の見直しに向けた調査や、環境ビジネスの市場規模等についての調査、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となる仕組み等の環境金融に係る調査等を実施する。また、民間事業者による環境報告書作成及び利用の促進等を図る。
- 地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。
- 古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、検証可能な基準の作成、エコテストの実施及び情報提供等による信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。(定員要求2名増)
- 環境配慮の向上に資するような税制上の措置を実施するとともに、環境税についても検討を進める。
- より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等への普及促進策。

#### 【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、地域環境行政支援情報システムの質・量の充実、環境と経済の好循環のまちモデル事業の評価を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。
- コミュニティ・ファンド等の市民出資を活用した環境保全活動の促進策を検討する。

#### 【環境パートナーシップの形成】

- 地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、NPO等が経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援など、育成策の検討を行う。

#### 【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策(例えばコンソーシアムの運用を支援)を実施する。

#### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

別紙のとおり

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p><b>【経済のグリーン化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境配慮促進法の見直しに向けた調査や、環境ビジネスの市場規模等についての調査、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となる仕組み等の環境金融に係る調査等を実施する。また、民間事業者による環境報告書作成及び利用の促進等を図る。</li> <li>○ 地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。</li> <li>○ 古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、検証可能な基準の作成、エコテストの実施及び情報提供等による信頼性確保に係る施策を検討・実施。(定員2名増)</li> <li>○ 税制のグリーン化については、税制全体について、環境への負荷の低減に資するための見直し(グリーン化)を推進するとともに、環境税についても、税制全体のグリーン化を図る観点から、総合的に検討する。</li> <li>○ より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等への普及促進策。</li> </ul> <p><b>【環境に配慮した地域づくりの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、地域環境行政支援情報システムの質・量の充実、環境と経済の好循環のまちモデル事業の評価を進めた。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を進めた。</li> <li>○ コミュニティ・ファンド等の市民出資を活用した環境保全活動の促進策について検討を行った。</li> </ul> <p><b>【環境パートナーシップの形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、NPO等が経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援など、育成策の検討を行う。</li> </ul> <p><b>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策(例えばコンソーシアムの運用を支援)を実施する。</li> </ul>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第 169 国会施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>&lt;第三 活力ある経済社会の構築&gt; (1 経済成長戦略の実行) 「……、環境分野の進んだ技術など、日本の強みを更に伸ばすことによって、環境と共生しつつ成長を続けていくことは十分に可能です。」</p> <p>&lt;第五「低炭素社会」への転換&gt; 「……温室効果ガスの排出量を半減させる長期目標を、経済成長と両立しながら実現することを目指し、……。」</p>

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標【経済のグリーン化の推進】

指標名	基準値	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①環境ビジネスの市場規模[兆円]	約 25 (H9年度)	約 44	約 45	調査中	約 50 (H22 年度)
②環境ビジネスの雇用規模[万人]	約 70 (H9年度)	約 103	約 102	調査中	約 140 (H22 年度)
③地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率[%]					
地方公共団体	23.6 (H13 年度)	44.2	(※)76.1	76.2	100 (H22 年度)
上場企業	15.3 (H13 年度)	60.8	66.8	調査中	約 50 (H22 年度)
非上場企業	11.8 (H13 年度)	52.2	56.5	調査中	約 30 (H22 年度)

(※):18 年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①②循環型社会推進基本計画

達成目標【環境に配慮した地域づくりの推進】

指標名	基準値	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
(間接指標) 地域環境総合計画策定団体率[%]	-	23.4	30.7	34.8	増加傾向を維持
(間接指標) 環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴う CO <sub>2</sub> 排出削減量[CO <sub>2</sub> 換算ト]	-	7,300	11000	集計中	51,000 (H21 年度)

〈備考〉

- 目標の進捗状況を直接的に示す指標を設定することが困難なことから、進捗状況を間接的に示す指標(間接指標)を設定

達成目標【環境パートナーシップの形成】

指標名	基準値	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
(間接指標) 地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数[万件]	-	337	535	772	増加傾向を維持
(間接指標) 環境らしんばん登録団体数[団体]	504 (H13 年度)	743	777	816	2,000 (H18 年度)

〈備考〉

- 目標の進捗状況を直接的に示す指標を設定することが困難なことから、進捗状況を間接的に示す指標(間接指標)を設定

達成目標【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

指標名	基準値	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
(間接指標) 環境カウンセラーの登録者数(累計)[人]	0 (H8年度)	4,169	4,380	4,528	5,500 (H18 年度)
(間接指標) こどもエコクラブがある市町村の割合[%] (H15~18 の数値は旧指標のこどもエコクラブの会員数 [人])	77,417 (H14 年度)	110,236	137,532	41.4%	市町村の 50% (H22 年度)

〈備考〉

- 目標の進捗状況を直接的に示す定量的指標を設定することが困難なことから、参考となる指標(参考指標)を設定

<p><b>施策名</b></p>	<p>環境政策の基盤整備</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  <b>【環境基本計画の効果的実施】</b>  ○ 第三次環境基本計画(平成 18 年4月7日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。  <b>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</b>  ○ 環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。また、環境影響評価法の施行の状況についての検討の基礎となる環境影響評価事例や制度及び技術に関する情報を収集するとともに、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなど、進展があった。さらに、戦略的環境アセスメント導入ガイドラインについて情報提供を行う等、上位計画における戦略的環境アセスメントの導入に向け一定の進展があった。  <b>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</b>  ○ 新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」において、平成 15 年度開始の3課題について、平成 20 年度より応用研究フェーズから実用化開発フェーズへ移行するなど期待どおりの成果が得られた。  ○ 環境技術の普及に向けて、さらに新分野での実証事業を推進するとともに、技術実証体制が確立した8分野については、民間主体の体制としてさらなる実証件数の拡大を図る。  <b>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</b>  ○ 環境情報の整備と提供、広報の充実については、環境情報の在り方の検討を引き続き行い、課題を抽出し、環境情報の一体的・体系的な整備・提供・利用の実現に寄与した。  ○ 環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加に見るように、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。  ○ 各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。  ○ 研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。  <b>(必要性)</b>  <b>【環境基本計画の効果的実施】</b>  ○ 平成 19 年6月に「21 世紀環境立国戦略」が閣議決定されるとともに、同年度に京都議定書目標達成計画、生物多様性国家戦略及び循環型社会形成推進基本計画の見直しながなされるに当たり、政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることについても喫緊の課題となっている。当該課題に対応し、持続可能な社会を実現するに当たっては、環境保全に関する施策が大きな広がりを持ち、長期的な取組を必要とする自然環境・地球環境の保全を対象としていることから、国、地方公共団体、民間事業者や国民一人一人が協力し認識を共有した上で、すべての構成員が環境保全の施策に参画することが求められる。そのためには、政府全体の環境政策の方向と取組の枠組みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。  <b>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</b>  ○ 環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。  ○ 環境影響評価法附則第7条において、施行後 10 年を経過した場合において法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、法施行後 10 年目を迎える平成 21 年に向けて、施行の状況についての検討の基礎となる環境影響評価事例や制度及び技術に関する情報収集が必要である。  ○ 事業者が住民等の意見に配慮して適切な環境配慮が図られるためには、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供することで、環境影響評価法に対する住民等の理解や基づく手続への住民等の参加を促すことが必要である。  ○ 環境に対する新たなニーズへの対応や、最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上が常に求められており、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討が必要である。  ○ 戦略的環境アセスメントについては、平成 18 年度に上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについて共通的な手続等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」をとりまとめたところであり、同ガイドラインを踏まえて戦略的環境アセスメントの導入を促すために、同ガイドラインについて情報提供することが必要である。</p>

#### 【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても科学技術は国力の源泉であり、環境問題などの地球規模の課題解決のために役立てることがこれまで以上に求められることになると指摘されているところである。そのため、環境ニーズを踏まえた上で、高機能で効果的な環境技術・システムの開発を推進することや、環境技術の普及を促進することにより、我が国の科学技術の発展と環境産業の振興に寄与する必要がある。

#### 【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- 様々な環境問題の克服には、国民各界各層・各主体の取り組みが原動力となることから、これをさらに促進するため、環境情報を分かりやすく、かつタイムリーに国民に提供できるITのより一層の活用が重要である。
- 環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政の各種政策を推進するうえでの基盤として必要不可欠である。

#### (効率性)

#### 【環境基本計画の効果的実施】

- 第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総体的に示す指標(総合的環境指標)を導入している。当該指標を活用し、中央環境審議会による同計画の関連する施策も含めた有効性や効率性を踏まえた総合的な点検・評価を毎年実施することにより、同計画の着実な進捗を図り、もって、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効率的かつ効果的な展開に資することとなる。
- インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した。特に、環境白書の普及啓発に当たっては、「図で見る環境・循環型社会白書」、「子ども環境白書」、「英語版環境・循環型社会白書」など、利用者のニーズや多様な利用形態を想定した普及を行ったほか、「白書を読む会」を開催することで、受け手側との双方向性を確保し、啓発活動を効率的に進めた。

#### 【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

- 環境影響評価制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることができる。
- 戦略的環境アセスメントによる上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。

#### 【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 競争的資金(環境技術開発等推進費)については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。競争的資金及び公害防止等試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、研究技術開発を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、研究管理を行うPD(競争的資金制度と運用を統括する者)、PO(研究課題の選定、評価等を行う責任者)を設置するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

#### 【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- 環境情報の一体的・体系的な整備と提供については、具体的効果は見えにくいものであるものの、ホームページアクセス件数の増加に見るように、国民のニーズに応じているという意味では一定の効果が得られている。なお、ITを活用した環境情報の基盤整備については、国が行うべき基本的な責務に要する費用として、効率的なコスト負担となるよう、システム及び運用管理の集約を図るなど継続的な取組みが必要。
- 各種媒体による広報活動の実施や「環境月間」における地方公共団体等と協働した関連行事の実施など、効率的な広報の実施に努めている。
- 新たなニーズに対応した研修の見直し等を継続的に実施し、効率的な研修の実施に努めている。

#### (有効性)

#### 【環境基本計画の効果的実施】

- 第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するものである。
  - ・ 関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと
  - ・ 国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること
  - ・ 国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること
- 平成18年に閣議決定された第三次環境基本計画の進捗状況について、平成19年に第1回点検と同結果の閣議報告を行ったことにより、同計画がさらに推進され、環境保全に関する施策の効果的な実施に資することとなる。

#### 【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

- 環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や地方公共団体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正(平成 17 年3月)を受けた主務省令の改正(平成 18 年3月)においては、環境影響評価の項目・手法の選定理由や評価結果に至った検討の経緯及びその根拠を明らかにする旨の規定が追加される等、客観性や透明性の向上が図られている。
- 平成 19 年度は環境影響評価法に基づく手続が 12 件完了し、環境配慮の徹底が図られた。また、平成 19 年度には、手続の中で環境大臣に対し意見照会があった5件について、希少種の保全対策の適切・確実な実施や道路交通騒音に対する適切な措置等を求める環境大臣意見を述べることで、適切な環境配慮を図るという期待どおりの成果が得られた。
- 環境影響評価事例や制度に関する情報収集については、①平成 17 年度に行った平成 11 年6月から平成 17 年9月末までの環境影響評価法に基づく評価書の分析に引き続いて、平成 17 年 10 月から平成 19 年3月までの評価書の分析の実施、②地方公共団体の環境影響評価に関する制度の詳細や運用について調査するアンケートの実施、③平成 18 年度までの海外制度の調査結果を踏まえた海外制度の比較表の作成などを行うことで、基礎的な情報収集ができ、期待どおりの成果が得られた。
- 技術に関する情報収集については、環境影響評価の対象事業に関連する環境保全措置に係る情報の整理・分析を行い、環境保全措置の検討に資する環境技術情報及び地域環境情報の効率的な収集の方法や実践方策をとりまとめ、事業者や審査主体による環境保全措置の検討の効率化が図られ、期待どおりの成果が得られた。
- ホームページによる情報提供により、環境影響評価制度の内容と手続中の案件の周知を行っているが、平成 19 年度には新たに環境影響評価法による評価書 15 冊、条例による評価書 47 冊の概要情報を掲載することで、環境影響評価制度に対する関係者の理解を深め、環境影響評価手続への住民等の参加を促すことができ、期待通りの成果が得られた。
- 技術手法の精度の向上の検討結果を技術ガイド等としてとりまとめて提供することにより、より適切な環境影響評価が行われるとともに評価の信頼性が高くなることから、期待通りの成果が得られた。
- 地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数(参考指標②)については、平成 16 年度から平成 19 年度まで4件から増えていないが、平成 18 年度にとりまとめられた「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」について関係省や地方公共団体に情報提供することで、一部の関係省で戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを踏まえた個別ガイドラインの策定に向けた検討が進められ、一部の地方公共団体において戦略的環境アセスメントに関する実施要綱の策定に向けた検討が行われる(平成 20 年4月に千葉県が実施要綱を策定し、参考指標②は1件増加した。)など、戦略的環境アセスメントの導入に向け一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。

#### 【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 競争的資金の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。また、成果発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して研究成果の普及・広報が図られた。
- ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発について、産学官の英知を結集し、これまでにない新しい環境技術を開発し、測定技術や有害物質除去技術の環境保全施策を高度化することにより、環境保全の推進、環境汚染の未然防止、環境測定の迅速化・簡便化による環境負荷低減コストの削減が図られ、開発された技術の波及効果により、新たな環境ビジネスの創出や活性化に資することが期待される。  
※ 平成 17 年度開始の 1 課題については、平成 19 年度に中間評価を実施した。
- 環境技術の効果を客観的に実証する手法・体制の確立について、平成 19 年度は6技術分野、53 技術(平成 18 年度は6技術分野、37 技術)について実証を行い、2分野について新たに技術実証手法・体制を確立しており、広範な環境技術を第三者が実証することにより環境技術の普及が促進された。平成 20 年度からは、本格事業として実証体制の確立を図り、将来的に民・民間の契約により持続的な事業体制の確立を目指す。また、諸外国の類似制度との調和を図ると共に、アジアを中心とした途上国への当該事業制度の普及を図る。

#### 【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- 環境情報に対する国民の満足度が低いことを踏まえ、利用者本位の環境情報の整備に向け、環境情報の国民への提供のあり方も含めた環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針を策定する。
- ITを活用した環境情報の基盤整備については、環境情報の収集、整理、提供を効率・迅速かつ的確に推進する上で必要不可欠であり、環境省ホームページについては、高齢者や障害者に配慮しつつ、海外向けページを拡充する等、広く国民や海外在住者に対する利便性の向上を図っており、利用者の視点に立った環境情報の提供に寄与している。
- 研修については、今後とも環境行政の新たな展開に対応して研修内容の充実を図り、新規施策への対応能力を有した職員を育成することが重要。

#### ( 反映の方向性 )

#### 【環境基本計画の効果的実施】

- 第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

#### 【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

- 環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要

	<p>な措置を講ずる。環境影響評価について、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作りの推進、京都議定書目標達成計画や第三次生物多様性国家戦略の実現に向け生物多様性等に関する新たな調査・予測手法の検討をするとともに、新たな事業分野における環境アセスメントの検討を進める。手続を終了した案件のフォローアップの充実を進める。戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを踏まえた実施事例の積み重ね、効果的な実施に向けた基盤の整備などを進める他、より上位計画等における環境配慮システムの導入を検討する。また、フォローアップの充実、ガイドラインに基づく効果的なSEAの実施のため、体制を強化する。</p> <p><b>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 18 年3月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を受けて、その実施状況のフォローアップを毎年実施することとしている。</li> <li>○ 地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。</li> <li>○ 環境研究・技術開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。</li> <li>○ 競争的研究資金について、その充実及び連携の強化を図る。</li> <li>○ 地域の環境研究・技術開発の活性化を図る。</li> <li>○ 環境や環境政策と社会・経済との相互関係等についての先進的研究を行うとともに、研究推進体制を強化するため、機構・定員要求を行う。</li> </ul> <p><b>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。</li> <li>○ 環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> 別紙のとおり</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p><b>【環境基本計画の効果的実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図っている。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図っている。</li> </ul> <p><b>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要な措置を講ずる。環境影響評価について、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作りの推進、京都議定書目標達成計画や第三次生物多様性国家戦略の実現に向け生物多様性等に関する新たな調査・予測手法の検討をするとともに、新たな事業分野における環境アセスメントの検討を進める。手続を終了した案件のフォローアップの充実を進める。戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを踏まえた実施事例の積み重ね、効果的な実施に向けた基盤の整備などを進める他、より上位計画等における環境配慮システムの導入を検討する。また、フォローアップの充実、ガイドラインに基づく効果的なSEAの実施のため、体制を強化する。</li> </ul> <p><b>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 18 年3月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を受けて、その実施状況のフォローアップを実施した。</li> <li>○ 地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図った。</li> <li>○ 環境研究・技術開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図った。</li> <li>○ 競争的研究資金について、その充実及び連携の強化を図るため、「環境技術開発等推進費」と「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」の統合を図った上で、戦略指定領域(トップダウン型)の拡充、戦略一般領域(ボトムアップ型)における「統合的・総合的研究枠」の新設を行い、平成 21 年度から実施することとした。</li> <li>○ 地域の環境研究・技術開発の活性化を図った。</li> <li>○ 環境や環境政策と社会・経済との相互関係等についての先進的研究を行うとともに、研究推進体制を強化するため、機構・定員要求を行った。(定員 5 名増)</li> </ul> <p><b>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。</li> <li>○ 環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。</li> </ul>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第 169 国会施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>&lt;第五「低炭素社会」への転換&gt; 「我が国が有する世界最高水準の環境関連技術を、世界が必要としています。……、温室効果ガスの排出を究極的にゼロとするような革新的な技術開発を行わなければなりません。」</p>

別紙【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

達成目標【環境基本計画の効果的実施】

指標名	基準値	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
	(年度)				
(参考指標)第三次環境基本計画の総合的環境指標					
地球温暖化分野 :温室効果ガスの年間総排出量 (百万t-CO2)	-	1,359	-	-	1,231 (H22年度)
物質循環分野 b1:資源生産性(万円/トン)	-	33.0	-	-	約39(H22年度)
b2:循環利用率(%)	-	12.2	-	-	約14(H22年度)
b3:最終処分量(百万トン)	-	32	-	-	約28(H22年度)
大気循環分野 c1:大気汚染に係る環境基準達成率(%)	-	91.3	90.7	-	
c2:都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数	-	37	25	31	
水環境分野 d1:公共用水域の環境基準達成率(%)	-	83.4	86.3	-	
d2:地下水の環境基準達成率(%)	-	93.7	93.2	-	
化学物質分野 :PRTR 対象物質のうち環境基準・指針値 が設定されている物質等の環境への排 出量(t/年)	-	31,601	27,906	-	
生物多様性分野 :脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分 類群における評価対象種数に対する 絶滅のおそれのある種数の割合(%)	-	18.1	19.7	22.9	
(参考指標)環境白書ホームページへのアクセス件数[件]	-	364,376	353,392	344,669	-

〈備考〉

○ 目標の進捗状況を直接的に示す定量的指標を設定することが困難なことから、参考となる指標(参考指標)を設定

達成目標【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

指標名	基準値	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
	(年度)				
(参考指標)環境影響評価法に基づく手続の実施累積 件数(当初から法によるもの)[件]	-	161 (111)	169 (119)	177 (127)	-
(参考指標)地方公共団体における上位計画等に係る 環境影響評価に関する制度数[制度]	-	4	4	4	-

〈備考〉

○ 目標の進捗状況を直接的に示す定量的指標を設定することが困難なことから、参考となる指標(参考指標)を設定

達成目標【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①ナノテクノロジーを活用した環境技術開発[開発数/ 着手]	-	0/6	0/6	3/8	技術の実用化数 3 (H19年度末) 5 (H20年度末) 6 (H21年度末)
②環境技術の環境保全効果等の実証体制確立分野 数・着手分野数[確立分野数/着手分野数]		5/8	6/10	8/11	8技術分野以上で 技術実証手法・体 制確立(H19年度 末)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○ 環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)

達成目標【環境情報の整備と提供・広報の充実】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
環境情報に関する国民の満足度[%]	-	-	24.9	17.7	90

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○第三次環境基本計画

表 16 - 4 - 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

政策の名称	外来生物飼養等情報データベースシステム構築費(施策5)
達成すべき目標	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の円滑な運用による特定外来生物の飼養等の適正化と防除の推進。
政策評価の結果の概要	本システムは、微修正や機能の追加が必要な部分があるが、特定外来生物の飼養等許可を受けた者の情報はすべて入力され、地方環境事務所及び農林水産省とも共有できるデータベースとして機能している。また、特定外来生物の種によっては、新機能追加により入力・出力に係る労力を大きく削減できている。しかし、電子申請については、電子署名などの仕組みが外来生物の飼養者である一般国民の間で一般的ではなく、申請は現在のところ紙媒体で行われている。これは、本データベースシステム構築業務の課題ではないが、電子申請の割合を10%確保するとした当初の成果目標を達成するに当たって、大きな課題となっている。
政策評価の結果の政策への反映状況	本システムの安定的な運用を図る。 電子申請の割合を増加させるためには、当事業の範囲外である電子認証の国民への普及が不可欠である。外来生物法の手続は、想定されるものは全て電子申請に対応しており、電子認証が普及した際には円滑な業務遂行が図られると期待される。 引き続き予算要求(平成21年度予算:15百万円)

政策の名称	個体識別措置推進事業(施策5)
達成すべき目標	逸走動物の早期発見、遺棄された動物の飼い主責任の明確化に資するため、家庭動物等の飼養において、マイクロチップをはじめとする個体識別措置の普及率向上を図る。
政策評価の結果の概要	マイクロチップに関する課題・分析調査、行政・獣医師等を対象とした技術講習会の実施、実証事業、全国の地方環境事務所等へのマイクロチップリーダーの配備等を行い、個体識別措置の実施体制の整備については着実な進展があった。 一方、個体識別措置の登録頭数については、平成18年度から19年度にかけて倍増しており、今後も加速度的な増加が期待されるものの、目標年度(H22年度)における目標達成への見通しは明るいとは言えない。今後も一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのさらなる普及啓発等による、普及率向上のペースアップが必要である。
政策評価の結果の政策への反映状況	埋込み技術マニュアルやパンフレットの配布、講習会の開催等により、個体識別措置の実施体制の整備を更に進める。特に、地区限定のモデル事業の実施等により具体的な効果、課題をとりまとめ、一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのより一層の普及啓発を実施する。 引き続き予算要求(平成21年度予算:10百万円)